

## 民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

### 招 集

令和6年9月25日（水）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）安 達 卓 是 （副委員長）奥 岩 浩 基  
伊 藤 ひろえ 岩 崎 康 朗 徳 田 博 文 戸 田 隆 次  
又 野 史 朗 松 田 真 哉

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

#### 【市民生活部】藤岡部長

〔市民一課〕小乾次長兼課長

〔市民二課〕足立課長

〔保険年金課〕日浦課長 白鳥課長補佐兼保険業務担当課長補佐

安酸保険総務担当課長補佐

〔市民税課〕木下次長兼課長

〔固定資産税課〕高見課長

〔収納推進課〕大野原課長

〔環境政策課〕足立課長 井原課長補佐兼環境・脱炭素推進担当課長補佐

梅原環境・脱炭素推進担当係長 大塚環境・脱炭素推進担当係長

〔クリーン推進課〕高浦課長

#### 【福祉保健部】塚田部長

〔福祉政策課〕渡部課長 久保福祉政策担当課長補佐

〔福祉課〕橋尾次長兼課長

〔障がい者支援課〕米田課長 橋本相談給付担当課長補佐

〔長寿社会課〕足立次長兼課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

広戸介護保険第二担当課長補佐

〔健康対策課〕小西課長 金川課長補佐兼健康総務担当課長補佐

#### 【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

〔こども政策課〕永榮課長 國谷子育て政策兼こども育成担当課長補佐

永見子育て政策担当係長

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 榊本子育て施設担当課長補佐

〔こども支援課〕長尾課長

#### 【教育委員会事務局】長谷川局長

〔こども政策課〕永榮課長 佐藤学校政策担当課長補佐 松下学校政策担当主任

〔こども施設課〕矢野次長兼課長 宇山課長補佐兼学校施設担当課長補佐

〔こども支援課〕長尾課長 植田就学支援担当課長補佐

〔学校教育課〕仲倉課長 波多野課長補佐 木村課長補佐 岡田課長補佐

〔生涯学習課〕毛利次長兼課長 松永生涯学習担当課長補佐 永瀬図書館長

〔学校給食課〕伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

## 【経済部】

〔経済戦略課〕宮本課長 岩田産業・雇用戦略室長 大丸産業・雇用戦略室係長

〔文化振興課〕大塚課長 山根史跡整備推進室長

## 【参考人】

請願第4号

提出団体 米子民主商工会 滝根崇 氏

米子医療生活協同組合 福嶋晴彦 氏

陳情第71号及び陳情第72号

提出団体 鳥取県教職員組合西部支部 西田周郎 氏

## 出席した事務局職員

松田局長 田村次長 坂本議事調査担当係長

## 傍聴者

今城議員 大下議員 岡田議員 門脇議員 塚田議員 錦織議員 西野議員

森田議員 森谷議員 矢田貝議員 吉岡議員

報道関係者2人 一般4人

## 審査事件及び結果

議案第81号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

議案第89号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について [原案可決]

請願第4号 健康保険証の廃止をしないよう求める請願書 [不採択]

請願第5号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願書 [不採択]

請願第6号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書 [不採択]

陳情第71号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について [不採択]

陳情第72号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情について [不採択]

## 報告案件

・令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について

〔教育委員会〕

・議会の議決を経ずに行った財産の取得について〔教育委員会〕

・公立保育所の統合・建て替えに係る検討状況について〔こども総本部〕

・新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の認定結果について〔福祉保健部〕

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

## 午前１０時００分 開会

**○安達委員長** ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、９月１１日の本会議で当委員会に付託されました議案２件並びに請願３件及び陳情２件について審査するとともに、４件の報告を受けます。

なお、請願、陳情に係る意見陳述の有無によって、審査順が異なることをあらかじめ御承知ください。

初めに、請願第４号、健康保険証の廃止をしないよう求める請願書についてを議題といたします。

当請願の審査に当たり、参考人として、請願提出団体、米子民主商工会の滝根崇様、米子医療生活協同組合の福嶋晴彦様に出席いただいております。

早速説明をしていただきたいと思います。説明は分かりやすく簡潔にお願いしたいと思います。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、滝根様、お願いいたします。

**○滝根氏（参考人）** おはようございます。米子民主商工会の滝根と申します。今日は発言の機会いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速、意見陳述ということで始めます。国保証、健康保険証を廃止しないでください、そのまま残してくださいという請願を提出いたしました。この問題で、私が最近感じていることが、マイナ保険証という言葉で、世間に何か印象操作をされているように感じています。マイナンバーカードが保険証に切り替わると。今の紙の保険証からマイナ保険証というものに切り替わるんだというような印象を受けているんですが、このようなことは全くないというふうに私は思っています。

この問題は、ただ単に保険証を廃止するということであって、オンラインでマイナンバーカードを使って保険の資格確認と本人確認ができるようになるということとは全く別の問題だというふうに思っています。保険証を廃止することでしたら、それ相応の理由が必要だと思います。何の理由もなく保険証を廃止するなんていうことはあってはならないというふうに思います。

そこで、河野デジタル大臣は、紙の保険証では成り済ましなどの不正利用を防げないというふうに理由を説明していますが、保険証の不正利用が保険証を廃止しなければならぬほどの社会問題、大問題になっているかと言えば、そうではないというふうに思います。保険証を廃止するという理由は全くないというふうに考えています。

保険証が廃止されることによって、様々な不都合が起こってきます。オンライン資格確認にシステムエラーが起こった場合、保険診療ができなくなります。命に係る問題ですから、非常に深刻な事態になると言わざるを得ません。市民のかかりつけ医である町のお医者さんは、様々な理由からこのオンライン資格確認というものを導入できていないところがまだまだたくさんあります。こういったところでは、マイナンバーカード、マイナ保険証は使えません。保険者、市役所とかそういうところですけども、で健康保険に係る手続を行う場合も、保険証がなければ保険番号等分かりませんので、かけなくてもよい手間がかかってしまうと。もしくは手続が取れないというような事態が起こりかねません。

マイナンバーカードに関しても、トラブルが今多発しています。誤って他人の保険情報

がひもづけされた問題や、オンライン資格確認をすると、保険該当なしというふうに表示されてしまうという問題もありました。本人確認のための顔認証や、パスワードの入力に関しては、介護を必要とする方々には使いづらいということで、介護関係の職場の方からも意見がたくさん上がっています。

また、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行までに1か月ぐらいかかるというふうに今言われていますが、その間、無保険状態になってしまうという危険があります。カードには有効期限があって、申請をしなければ更新ができないため、そのまま失効して無保険状態になってしまうという危険もあります。そもそも任意取得のはずのマイナンバーカードでは、まだ所持をしていない人、それから、諸事情によって所持できない方というのもいらっしゃると思いますが、こういった市民もまだ多く残されていると考えています。これらの諸問題を緩和するために、政府は資格確認書というほぼ保険証と同じようなものを発行するというふうにしていますけれども、これもマイナ保険証を所持していない方について、資格確認書というものを市役所から、保険者から自動的に交付するということをすると言っていますが、これにもまたかなりの手間がかかるんじゃないかというふうに思っています。

協会けんぽでは、個人情報確認書という、この資格確認書とほぼ同じような内容の記載内容のものを被保険者全員に今配付をしているところです。こういったことをやるなら、そもそも保険証をそのまま残せば何の問題も起きないということは明らかではないでしょうか。

今回は、保険証を残してください、この1点で請願をしています。オンライン資格確認であるとか、オンラインの保険診療というふうに、デジタル化していくということについて私たちは様々な意見を持っています。マイナンバーカードそのものについてもいろんな意見があると思いますが、今回はそういったことは一旦脇に置いておいて、とにかく保険証をなくすということに道理はありませんよねと。保険証をなくさないでくださいという私たちの願いですので、ぜひそこを審議していただければと思います。以上です。

**○安達委員長** 続いて。お一人だけですか。すみません。

説明は終わりました。

参考人に対しての質疑はありませんか。

松田委員。

**○松田委員** 参考人の方、ありがとうございました。一つ伺いたいんですけど、先ほどあった資格確認書というのが代わりに発行されるということなんですけど、それでは足りないと言われる、これでは資格確認書ではいけないっていうところの理由というのを述べていただけるとありがたいんですけど。

**○安達委員長** 滝根さん。

**○滝根氏（参考人）** 先ほど説明したように、資格確認書というものは、記載内容はほぼ保険証と同じものだというふうに聞いています。ただし、この資格確認書というものは、マイナンバーカードを所持していて、保険情報とひもづけをしている方には発行されません。そうすると、政府がポイントをつけるからといってマイナンバーカードをすごい普及したというのが以前ありましたけど、それで、今、多分、市民の方の8割弱の方が恐らくマイナンバーカードを所持していらっしゃる。ほとんどの方が保険情報ともひもづけさ

れていると思います。こういった方は、マイナ保険証を使おうという確固たる意思を持ってひもづけしてるんじゃないくて、ポイント欲しくてひもづけした方っていうのも一定数いらっしゃると思うんですね。その人たちには、この資格確認書、保険証の代わりになるものは発行されませんので、いざ町医者、かかりつけ医に行ったら、うちではマイナンバーカード使えませんよって断られてしまうと、たちまち病院にかかれなくなるとか、そういう問題が起こってしまうと。保険証がそのままあれば、保険に加入している人全員が同じように医療にかかる権利があるわけですから、わざわざ保険証を廃止して、新たにそれに足りない資格確認書というようなものを発行するということ自体がおかしいんじゃないかということでございます。

○安達委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○安達委員長 これで1点。

○松田委員 いいです。

○安達委員長 ほかに。

奥岩委員。

○奥岩委員 本日は、お忙しいところありがとうございます。1点確認させていただきたいんですけど、先ほどおっしゃられていた介護の現場でマイナンバーカード、マイナ保険証、使いづらいのではないかっていうようなお話があったと思うんですけど、具体的にどんな感じで使いづらいとかっていうのがあれば教えていただきたいなと思います。

○安達委員長 福嶋さん。

○福嶋氏（参考人） 米子医療生協の福嶋です。奥岩委員が質問されたのは、介護現場ということでしょうか。医療、介護ということではよろしいですか。

○安達委員長 視点が分かりますか。

○福嶋氏（参考人） 具体的な……。

（発言する者あり）

介護の……。

○安達委員長 よろしいですか。聞かれた内容が不明でしたら、もう一回聞いてもらってもいいですが、分かりますか。

○福嶋氏（参考人） はい、分かりました。

○安達委員長 どうぞ。

○福嶋氏（参考人） 介護現場で使えない事例があるという説明をしましたが、例えば、寝たきりの方とか、それから、私ども米子医療生協米子診療所を運営しておりますが、心療内科も標榜しております、そういう患者さんだとか、それから、認知症のある方々ですとか、意思表示が個人ですることが難しい方について、なかなか確認することが難しい事例はたくさんあるかなというように思いますので、そもそも、繰り返しになりますが、今の健康保険証をそのまま残してあれば、それだけで手続は今までどおりスムーズに行えるということですので、ぜひ残していただきたいということでございます。

○安達委員長 少しお待ちください。

○滝根氏（参考人） 追加でよろしいですか。

○安達委員長 追加ですか。

どうぞ、滝根さん。

**○滝根氏（参考人）** すみません、追加で発言いたします。

先ほども発言ありましたが、介護の現場で寝たきり状態になっている人の場合は、何か医療行為が必要になったときには介護職の職員の方と一緒に病院に行くわけですが、そこで、例えば顔認証でオンライン資格確認をするとなると、担架とかベッドのようなものに寝たきりになっているところに顔認証の機械を近づけるっていうことがなかなかできないと。もしくは、パスワードを入力して本人確認をするようなパターンの機械の場合には、今度は、認知症の方だとかだと、そもそもパスワードが分からないというようなことが起こったり、そういうふうに、本人が保険証を管理するのがなかなか難しい方の場合は、介護現場では介護職員が家族の同意を得て保険証を預かっているということがあるんだそうです。その場合に、マイナンバーカードを預かるということはなかなかできないということと、それから、パスワードまで介護職員が管理するということが、相当、個人情報の保護の観点からも不安だという声が上がっていきまして、そういった観点で介護の関係からはなかなかマイナ保険証というのは使いづらいということが、意見が上がっているということでございます。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。

なので、現状、紙の保険証ですと、どなたかが、本人さんじゃなくて別の方が持っておられて対応をされているので、それだと大丈夫だけど、マイナ保険証だとそれが難しいっていうことでしょうか。

**○安達委員長** よろしいですか。

滝根さん。

**○滝根氏（参考人）** そういう介護の職員の方が保険証を預かっている場合もあって、そういう場合にも使いづらいという事例があるという報告が上がっています。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。

そうすると、先ほどのお答えで難しいっていうことだったんで、懸念材料としては、マイナンバーカードでマイナ保険証になると、個人情報もしくはマイナンバーと言われる番号のところがあるので、個人情報をどう管理したらいいかわからないというか、難しいというか、そういう考えで紙の保険証だと今のように代理の方がずっと代わりに使えるっていう認識でおられるっていうことでよろしいですかね。

**○安達委員長** 滝根さん。

**○滝根氏（参考人）** はい。そういう認識で結構です。

**○安達委員長** ほかにございませんか。

そういたしますと、次に、この請願の紹介議員であります錦織議員及び又野議員の説明を求めたいと思いますので、移動をお願いします。

〔又野委員は紹介議員席に移動〕

**○安達委員長** 初めに、錦織議員。

**○錦織紹介議員** 請願第4号の紹介議員として説明をさせていただきます。

政府は、2023年1月23日に招集されました第211回通常国会において、現行の

健康保険証を２０２４年１２月２日に廃止し、マイナ保険証に一本化することを決めました。２０２４年７月現在、厚労省の発表では、マイナ保険証の利用率は１１．１３％にとどまっています。つまり、８８．８７％の方は従来の紙の保険証のままです。そもそもマイナナンバーカードをつくるかどうかは任意です。そして、マイナナンバーカードを保険証として登録し、マイナ保険証として使用するのも任意です。政府は、１２月２日から紙の保険証を廃止後、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書を全員に交付し、また、マイナ保険証を持つ人が、自分の保険証が正しくひもづけられているかを確認するために、資格情報のお知らせを配付するとしています。現在ある有効なシステムを壊し、マイナ保険証を普及するために現行の保険証を廃止することには道理がありません。

以上のことから、健康保険証の廃止をしないよう求めるものです。以上です。

**○安達委員長** 次に、又野議員。

**○又野紹介議員** 私からも一言言わせていただきます。先ほどの話もありましたけれども、これ自体は、マイナ保険証が駄目だとか、マイナ保険証をやめろとか言うわけではありません。あくまでも、病院にとっても市民にとっても、先ほどの話ですと介護現場にとっても、スムーズな病院受診のためには健康保険証の存続が一番だということだと私は考えております。今の健康保険証を廃止した後、国のほうでは、マイナ保険証を持っていない人には資格確認書、マイナ保険証を持っている人に対しても、結局、何かトラブルがあったときのために資格情報のお知らせを送ると。これ、健康保険証をそのまま送るようにすれば一本で済むはずのものが、２つしなければならない。市役所職員、保険証を発行するところにとっては、負担が増えるのはもうこれは間違いないわけです。そのような負担が、新たな負担が増えないようにするためにも、健康保険証を存続したほうが本当にみんなにとっていいことだと思っております。以上です。

**○安達委員長** ありがとうございます。

紹介議員に対しての質疑はございませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 失礼しました。請問なので、紹介議員さんお二方来ていただいているんですけど、請問趣旨と請問の内容について確認させていただきたいんですけど、趣旨のほうでは、先ほどちらっと錦織議員もお話はされていたんですけど、触れてはおられなかったかなと思ひまして、請問趣旨の３行目のところでは、マイナナンバーカード取得、事実上強制することっていうふうな記載があるんですけど、先ほど御説明の際は、任意でっていうようなお話があったんですけど、紹介議員さん方の認識といたしまして、このマイナナンバーカードの取得は任意なのか強制なのか、どちらのお考えでしょうか。

**○安達委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。マイナナンバーカードの取得というものは、もともと任意で取得をするということに、任意ですよというふうに言って始められたものです。それで、これをマイナ保険証にひもづけをして、それで、このマイナカードしか使えませんよっていうことになると、マイナナンバーカードそのものが強制的になるんじゃないかという考え方です。あくまでも任意だということです。

**○安達委員長** 少しお待ちください。

よろしいですか。

又野議員、補足で。

**○又野紹介議員** ちょっと補足をさせていただきます。健康保険証を廃止するといつて、あたかもマイナ保険証でないと受診できないような、最初宣伝をしたということで、国民にとっては、もう強制的になるんじゃないかという印象を持たせたやり方だったと思うので、このような表現になっていると私は考えております。以上です。

**○安達委員長** 続いて、奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。理解できました。

任意だという認識では紹介議員さんお二方ともおられるんですけど、現状を鑑みると、お二方の考えでは強制に近いんじゃないかっていうような考えでこのように表現されてるっていうようなことだったと思いますんで、理解いたしました。ありがとうございます。

もう1点確認をさせていただきたいんですけど、その次の行のところで、個人番号のカード発行の法律がありますよね。これの同法第16条の2及び第17条、そして、憲法第13条、こちらについて反していますというような表現があるんですけど、これは法律違反と憲法違反だという認識でよろしかったでしょうか。

**○安達委員長** 錦織議員。

**○錦織紹介議員** 私は、反していますというふうになっていますけれども、16条の2は、申請に基づいて個人番号カードを発行するということで、ですから、これが任意ということですね。17条もそうなんですけれども、だから、あくまでも個人の申請によってマイナンバーカードをつくるということなのに、それが、あたかもマイナ保険証になれば、今までの保険証を廃止するわけですから、基本的には廃止するわけですから、いろいろ、資格確認書というものが発行されたとしても、廃止するということを通常国会では決めたので、そうなれば、個人の申請に基づいて発行するということには、やっぱり事実上は反するのではないかというふうに私は思います。

それから、個人の尊厳に対しても、やっぱりそこが保障されないと、ないような、事実上はなってしまうんじゃないかというふうな、反するっていうよりも、今の私の感じでは、認識ではおそれるということですね。反するおそれですね。憲法違反だというふうに言うことまでは言えないかもしれないけど、そういうふうに思います。反するおそれがあると。よろしいでしょうか。

**○安達委員長** 補足ですか。

**○又野紹介議員** 追加で。

**○安達委員長** 補足ですか。

**○又野紹介議員** はい。

**○安達委員長** 又野議員。

**○又野紹介議員** 先ほどの繰り返しになるんですけど、今の健康保険証を廃止するといつて、マイナ保険証でしか受診できないような印象を持たせるようなやり方は、もう、こういう法律とか憲法にも反しているんじゃないかと。そういうようなやり方は反しているというふうに言っても差し支えないと私は思って、この紹介議員になっています。以上です。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 御説明ありがとうございます。

先ほどの任意と強制のところと、ここの法律違反、憲法違反のところに関しては、現状を鑑みると、紹介議員さんお二方の御意見だと、実際は強制しているんじゃないとか、実際は違反しているんじゃないかっていうおそれとか、心配とか、というのがあるので、こういう強い表現になったっていうことで理解させていただきました。ありがとうございます。

**○安達委員長** ほかに質疑はございませんか。ない、ないようですか、質疑。

（「委員長、当局に聞くのは後ですか」と声あり）

**○安達委員長** 席に帰られてからにしましょうか、又野委員が。そして質疑にしましょうか。ちょっと待ってください。

今、参考人に質疑はどうですかって私は言ったつもりですが。

（「参考人じゃなくて紹介議員でしょう」と声あり）

**○安達委員長** 紹介議員、ごめんなさい。訂正します。紹介議員に質疑はどうですかって。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** なし。よろしいですか。

〔「はい」と声あり〕

**○安達委員長** 分かりました。

じゃあ、移動をお願いします。

〔又野紹介議員は委員席に移動〕

**○安達委員長** よろしいですか。

じゃあ、そのほかの質疑はございますか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 当局にお分かりになればお尋ねしたいと思っております。さっき参考人さんが言っておられました、マイナンバーカードを再発行するのに1か月かかる、その間、マイナ保険証がないということで無保険になるというふうにおっしゃられましたけれども、日本の皆保険制度は、そこは私はそのまま堅持するのではないかなと思っているんですけど、その辺りをお分かりになれば教えていただきたいと思います。

**○安達委員長** 日浦保険年金課長。

**○日浦保険年金課長** マイナンバーカードの更新時期についてということですが、申請によりまして、資格確認書のほうを交付する手順となっておりますので、無保険状態は回避できる手続を行おうと思っております。以上です。

**○伊藤委員** 承知しました。

**○安達委員長** よろしいですか。

ほかに。

松田委員。

**○松田委員** 私も当局に。資格確認書については、今のところでいつまでで取扱いが終わるとか、期限が決まってるもんなんですか。

**○安達委員長** すみません、ちょっとお待ちください。

今、携帯が鳴ってるように聞こえるんですが、オフにしていだけますか。今、会議中ですので。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○安達委員長 課長、どうぞ。

○日浦保険年金課長 資格確認書の有効期限につきましては、1年間というのがあるもので発行しております。この制度が続くかということにつきましては、国の判断になろうかと思えます。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 今のところこの制度がどうなるかっていうのは、何年かで廃止するとか、そういうようなことはないんですかね。

○安達委員長 日浦保険年金課長、どうぞ。

○日浦保険年金課長 すみません。現段階ではそういう通知は来ておりません。

○松田委員 分かりました。いいです。

○安達委員長 よろしいですか。

○松田委員 はい。

○安達委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 なし。ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めたいと思えますので、よろしくお願いします。

奥岩委員から行きましょうか。さっきから発言がありましたので。

どうぞ、すみません。

どうぞ、奥岩委員。

○奥岩委員 そういたしますと、請願者さん、参考人さんと紹介議員さんお二方お答えいただきまして、いろいろとこれについての勉強をし直ささせていただきまして確認させていただきましたが、内容といたしましては、先ほど紹介議員さんにも確認させていただいたんですが、請願趣旨のところが、まず、事実上少し認識が違うのかなっていうところがございました。また、請願者さんからいろいろと現時点で懸念されるところとか、不都合があるのではないかというようなどころをお話をいただいたんですけど、そのようなところは全て、今までの国会のほうで議論をされて、今後の対応も決めた上で今回の導入に至ったというふうに認識しております。それもあつての今回の法改正であつたと思っておりますので、そういったところでもし説明が足りないとか、現場でこういったのが困っているというような御意見がありましたら、また国のほうに対応を求めていきたいとは思いますが、現時点でこちらの請願書に出ているような事項に関しましては、国のほうに市議会からこういった請願といえますか、意見書を出すというふうには当たらないというふうに考えております。以上です。不採択をお願いします。

○安達委員長 不採択です。

続いて、戸田委員。

○戸田委員 本請願については、不採択を主張します。マイナ保険証制度の導入については、国において多角的に検討をし、導入されたものと解しております。同制度の導入については、今、導入により医療、投薬にメリットがあるとされておりますし、また、事務の効率化を図るとのことですので、したがってマイナ保険証制度は堅持すべきと私は考えます。それらのことから、本請願については不採択を主張します。以上です。

**○安達委員長** 続いて、岩崎委員。

**○岩崎委員** 私も、結論から申し上げまして不採択をお願いします。マイナンバーカード自体、これは社会全体のデジタル化を進める上で最も重要な社会インフラだというふうに私は認識しております。このインフラを使って、マイナ保険証ひもづけをしていって、患者本人の正確な医療情報、これを医療情報に基づいてよりよい医療が受けられる、そういったメリット、そのほかのメリットもあると思いますが、そういったメリットのほうが私は優先すると思っております。したがって、本請願は不採択をお願いします。

**○安達委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も不採択でお願いしたいと思います。皆保険制度は継続するということで安心しましたし、既に医療機関とマイナ保険証というその方向で進めているところです。逆に保険証を残す、2つのやり方を残すことで、現場にも負担が多く混乱するのではないかと懸念をいたしますので、不採択を主張したいと思います。以上です。

**○安達委員長** 岩崎委員、スイッチをオフにしてください。ありがとうございます。

続いて、松田委員。

**○松田委員** 私も不採択、採択しないをお願いします。先ほど私質問しましたが、資格確認書というところで、ほぼ保険証に近いものが、対応でもある程度、今現在は選択できるという状況なので、代わりの案も考えられているということで、私は不採択。

**○安達委員長** 又野委員。

**○又野委員** 紹介議員でもありますので、採択を主張いたします。先ほどもちょっと話しましたんで簡単に言いますと、やっぱり、変えることによって市民は混乱するんじゃないかなと私は思ってます、病院のほうでも、これまでどおりの健康保険証のほう、もし、マイナ保険証がない場合とかトラブルがあった場合、これまでの健康保険証のほうが当然混乱せずに済むと思いますし、保険証を発行する側にとっても、健康保険証を発行するだけで済むので、新たな負担が出ないということで、この請願は採択を主張いたします。以上です。

**○安達委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 私は不採択を主張します。まず、請願書の中身でございますけども、先ほど奥岩委員も言われましたけど、多分に事実関係にちょっと疑問符がつくような文面が多々見受けられるというのがまず1点目でございます。具体的に申しますと、健康保険証を廃止して、マイナンバーカードの取得を事実上強制するとございますが、先ほど紹介議員の両名のほうからも説明がございましたが、マイナンバーカード自体は、あくまでも希望される方が原則であるということでもありますので、この主張は当てはまらないというふうに考えます。

また、マイナ保険証の保有を希望しない方への対応等は、既に12月2日時点で、有効な保険証は最大1年間有効であるという原理原則がもう国のほうで決定になっております。それと、12月2日以降、保険証を利用登録された方がマイナンバーカードを保有していない方には、発行済保険証の有効期限が切れる前に、プッシュ型で資格確認書を交付されるということでございます。

以上、手当はされていることから、本請願については不採択を主張いたします。

**○安達委員長** 分かりました。採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…又野委員〕

○安達委員長 賛成少数であります。

賛成少数でありますので、よって、本件については採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しましたので、請願第４号について、採決結果の理由の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約したいと思います。各委員に御確認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

○安達委員長 ありがとうございます。

御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

滝根様、福島様、本日は御出席ありがとうございました。

（「ありがとうございました」と声あり）

○安達委員長 以上で本件は終了いたします。

お二人の御退席をお願いいたします。

〔参考人は退席〕

○安達委員長 次に、議案第８９号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 議案第８９号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について御説明いたします。

議会運営委員会の資料１、令和６年米子市議会９月定例会議案の５ページ下段を御覧ください。本議案は、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する協議を行おうとするものです。協議内容は、関係市町村において行う後期高齢者医療制度の事務から、被保険者証に関する事務を削除するものです。

規約変更の理由についてですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和６年１２月２日以降、後期高齢者医療被保険者証が交付されなくなることに伴い、広域連合規約のうち、被保険者証に関する規定について所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上です。

○安達委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

又野委員。

○又野委員 これも、先ほど来からあります健康保険証廃止に伴う議案だと思いますので、市民にとってもですし、病院にとってもですし、やっぱり、発行する側から見ても業務の

負担が増えることだと思いますので、反対を主張いたします。以上です。

**○安達委員長** ほかにございませんか。

議案第89号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、岩崎委員、奥岩委員、徳田委員、戸田委員、松田委員〕

**○安達委員長** よろしいです。賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数でありますので、可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時41分 休憩**

**午前10時57分 再開**

**○安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

請願第5号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願書についてを議題といたします。

この請願の紹介議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。それでは、請願第5号について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

政府は、取得を任意として導入したマイナンバーカードに健康保険証を組み込んだマイナ保険証の普及、促進のため、本年12月2日に現行の健康保険証を廃止するとしています。しかし、既にマイナ保険証をめぐる問題は問題が続出しています。米子市内では、医療機関でひもづけ誤りなど、トラブルは発生していないということでしたが、全国では、顔写真の確認ができず窓口で10割払う事態や、他人の情報がカードにひもづけされていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しています。

また、政府は、交通事故や脳梗塞など、救急搬送のときにマイナ保険証があれば、医療情報や薬の情報が分かるなどとホームページでメリットなども上げていますが、マイナポータルにログインしても、最新の診療や投薬履歴は1か月半前までの情報しか得られず、顔認証にも時間がかかります。とりわけ、高齢者、認知症高齢者をはじめとするデジタル弱者にとっては、家族等の手助けがあって初めてマイナカードの取得ができますが、暗証番号の管理やカードの管理なども容易ならざるものです。また、デジタル弱者でない子育て中の世帯にも、マイナカードを持ち歩きたくない、具合が悪い子を抱きかかえながら画面操作できないなど、現行の保険証の存続を望む声があります。

このように、今必要とされることは何ら不都合なく使われている健康保険証を存続させて、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を打ち出していた原則に立ち返ることで、委員の皆様には、現行の保険証を廃止しないよう、ぜひ国に意見書を上げていただくよう、よろしくお願いいたします。

**○安達委員長** 以上ですか。

**○錦織紹介議員** はい、以上です。

**○安達委員長** 紹介議員に対して質疑ございませんか。ないですか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。ございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めます。

先ほど、こう回りましたから、松田委員から。

松田委員。

○松田委員 私は先ほど請願４号でも言いましたけど、資格確認書ということで代替案が示されていますので、私のほうは不採択で、もちろん国民の不安があって、説明がもう少し要るかなっていうところありますけども、やはりしっかり代替のプランも練ってありますので採択しない、お願いします。

○安達委員長 じゃあ、続いて、又野委員。

○又野委員 私は採択を主張いたします。

先ほども述べたことと内容的には同じになるんですけれども、現行の保険証を続けていけば、資格確認書や資格情報のお知らせなどの新たな業務負担はなくなりますし、新たな制度に変わることによる住民の方や病院の負担もなくなると思っています。そういう意味で、負担の増加につながるような健康保険証の廃止っていうのはやめるべきだと思っています。以上です。

○安達委員長 続いて、徳田委員。

○徳田委員 私は不採択を主張します。

そもそもでございますが、マイナンバーカードはデジタル社会における公的基盤でございます。保険証として利用、いわゆるマイナ保険証としてもらうことで、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくよりよい医療が提供され、例えばですが、高額療養費制度の限度額適用認定証といったものが不要になるなど、患者、医療現場それぞれに多くのメリットがあるというのが事実でございます。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及、活用など、将来の日本の医療DXを進める上でも重要なベースとなるものであります。このように、メリットを正確に理解した上で、あくまでも希望される方が一人でも多く利用、普及することが当面の急務の課題と考えまして、不採択を主張いたします。

○安達委員長 じゃあ、奥岩委員。

○奥岩委員 先ほどの請願第４号と似た請願になるんですけど、不採択でお願いいたします。

内容といたしましては、この意見書の１項目、２項目ございますが、こちら対応は現時点ではされているというふうに考えております。また、私のほうから言うまでもないんですけど、メリットにつきましては先ほど徳田委員がおっしゃっておられたようなことがございまして、プラス、残念ながら今、能登半島のほうでもいろいろと災害があって、大変な状況になっております。自然災害等々あった場合に、こういったマイナ保険証のメリットっていうのは、支援物資を届ける上でも非常にメリットがあるというふうに伺っておりますし、そういうふうに制度設計されたというふうな議論もあったように、国会のほうですね、記憶しております。ただ、一方でこちら請願いただいておりますし、紹介議員さ

んのほうからも先ほどの4号と同じで、懸念事項とか今後の課題のところを訴えていただきましたので、現時点の、今年度のこの12月からの制度が変わるっていうところで、100%全てできるとは考えておりませんので、今後もこういった課題点ぜひ上げていただいて、必要によっては国のほうに届ける必要があるのではないかなと思います。

とは言いましたが、こちらの請願第5号につきましては、先ほど申し上げましたとおり不採択をお願いいたします。

**○安達委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 本請願については不採択を主張します。

先ほども申しましたように、マイナ保険証制度の導入については、国において多角的に検討されて導入されたものと理解しております。また、全ての方が安心して確実に保険診療が受けられる環境整備が私は急務だろうというふうに考えております。以上の観点から、本請願については不採択を主張します。以上です。

**○安達委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 先ほどの第4号の不採択の理由と同じであります。不採択を主張したいと思います。

**○安達委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 高齢の方など保険証を長年使ってこられたので、廃止になるということで不安になっていらっしゃる方がいるのは承知しておりますが、既に医療現場では進んでおりますので、2つの方法を残すとしたら、またそれもそれで混乱するのではないかと懸念しておりますので、この請願については不採択でお願いしたいと思います。以上です。

**○安達委員長** これより採決いたします。

請願第5号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…又野委員〕

**○安達委員長** 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択といたしましたことについて、採決結果の理由につきましては、先ほどの各委員から出されました御意見を正副委員長において集約し、各委員に御確認をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安達委員長** ありがとうございます。異論がないということで、そのようにさせていただきます。

本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前11時07分 休憩**

**午前11時10分 再開**

**○安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第71号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として陳情提出団体、鳥取県教職員組合西部支部の西田周郎様に出席をいただいております。

早速説明していただきたいと思いますが、説明は分かりやすく、簡潔にお願いしたいと思います。また、説明は着席したままでお願いしますので、よろしくお願いします。

それでは、西田様、お願いいたします。

**○西田氏（参考人）** 失礼します。鳥取県教職員組合で書記長をしております西田と申します。本日はこのような機会をいただき、ありがとうございます。

それでは、陳情の説明のほうに移らせていただきます。

まず、端的に言うと、早急に教職員の人員配置を増やしていただきたい、手厚くしていただきたい、そのための予算をつけてほしいということが、このことを市議会から国に要望していただきたいという陳情でございます。

陳情理由にも書いておりますように、学校現場は貧困、いじめや不登校、特別支援教育の対象となる児童生徒の対応はもちろん、一人一人の児童生徒に寄り添い、場合によっては心のケアなど保護者と連携しながら行っております。学校を取り巻く状況がますます複雑化、困難化しており、学校に求められる役割は増大しており、より丁寧な指導や支援、対応をしていかねばなりません。

当然ながら、学習にもつまずきがあるような児童生徒にも、個別で対応をしております。きめ細かい支援や指導をしていくためにも、打合せ等が必要です。多くの学校では、時間をかけて打合せを行い、今後の方針などを話し合っただけで対応をしております。そのため、子どもたちの豊かな学びを実現するために必要不可欠な授業準備、教材研究が、勤務時間が終わってからになってしまう。本来は授業準備に時間をかけたいと思っておりますが、十分に時間を確保することが困難な状況になっております。

2021年4月1日付で義務教育標準法が改正され、小学校の学級編制基準が2025年度までに段階的に40人から35人に引き下げられていく法律が成立しております。現行は、この法は小学校にしか適用されておられません。中学校以上についても、当時の文部科学大臣も必要性を認めております。

鳥取県では、国に先駆けて、小学校では段階的に30人学級、中学校は1年生33人、2、3年生は35人学級を既に実施しております。国の基準よりクラスが増えた分の教員は非常勤講師で賄ったり、市町村も含めた負担をしたりすることによって実施されています。ちなみに、市町村は、増えた学級、1学級当たり200万円負担をしております。米子市の場合、この負担金が今年度、小学校少人数学級実施事業費4,400万円、中学校少人数学級実施事業費3,200万円、合計7,600万円負担しています。国の施策、制度として、定数改善に向けた財源を確保、保障すると、この7,600万円は米子市の子どもたちに違った形で還元ができるのではないのでしょうか。

今回、陳情項目を4点上げております。項目の1番に関しまして、先ほど申し上げましたように、この法は小学校にしか適用されておられません。中学生や高校生においては、体が大きくなり、思春期を迎え複雑な悩みを内面に閉じ込めてしまうことが多くなり、職員が目が行き届く必要があります。1クラスの人数を減らすことや少人数指導、複数教員によるチームティーチングなどを行うことにより、授業をはじめ様々な場面でより一人一人に目が行き届き、きめ細やかな指導をすることができます。少人数学級の必要性は、中学

校、高等学校においても変わりません。小学校に止まることなく、実現を求めていくことが必要です。また、中学校、高校での学級編制基準が35人に引き下げられると、教職員定数が増えます。

項目2番に関しましては、長時間労働を是正し、教職員一人一人の児童生徒の指導に専念できる環境を整えるために、授業時間の持ち時間の軽減、小学校専科指導加配の充実、養護教諭、スクールカウンセラーなど、少数職種、専門的職種の基礎定数化など、教職員定数改善を推進していただきたいと思います。

項目の3番に関しましては、全国で35人学級を実現させるために、指導方法、工夫、改善、加配の一部が35人学級のための定数として使われてるようです。今回の国の教職員定数改善に伴い、年次進行で加配定数の削減が懸念されています。鳥取県は、小・中学校における少人数学級を全国に先駆けて実施しています。35人学級の実施による教職員定数改善の恩恵が、鳥取県のように努力して35人学級を実現してるところに及ばないようでは困ります。ぜひ様々な教育課題に対応する加配定数を維持、拡充されるような措置を行うことを国へ働きかけていただきたいと思います。

項目の4番に関しまして、昨年度から定年が2年に1歳ずつ、段階的に引き上げられています。つまり、2年に1回定年退職者がいない年があります。定年退職者がいない年についても新規採用者を毎年確保し、定年引上げ期間中の一時的調整など、必要に応じた教職員の定数加配措置、財政措置を講じるよう、また、教職員を目指す人が増えるよう、人の増員、業務の見直しをはじめとする処遇改善等の財政措置を講じることを国に要望していただきたいと思います。

少人数学級は、子どもや家庭とも丁寧に関わることができます。また、教職員がゆとりを持って子どもと関われるよう、教職員を増やすことは国の責任だと思っております。

以上の観点から、2025年度政府予算編成において陳情項目が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。以上です。

**○安達委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** 本日はありがとうございます。お忙しいところを御足労いただきまして、ありがとうございました。何点か確認をさせてください。

先ほどおっしゃっておられたんですが、県のほうでは国に先駆けて30人学級実施をしている、実施をしていくってような状況なんですけど、そのような中、こちらの意見書では、中学校、高等学校は35人学級を早急に実施していただきたいというような趣旨だとは思いますが、これ、ほかの県に対しても同様にしてほしいってような思いでしょうか。

**○安達委員長** どうぞ、西田さん。

**○西田氏（参考人）** 他県も同様です。要するに、国として引き下げてもらおうと定数が増えると、教職員定数が増えるというふうになりますので、他県も含めてってところで考えております。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** そういたしますと、その前提で審査させていただきたいと思うんですけど、一番初めの段階でいろいろと現状の教育現場の課題をおっしゃっておられて、我々も予算を審査する側ですのでそういったところは注視して、本日もこの後、教育委員会の審査もごさいますのでしっかりしていきたいと思うんですけど、現場の感覚で、主観的なところになってしまうかもしれないんですけど、現状、鳥取県のほうがこの少人数学級を実施されていまして、今おっしゃっておられたような教育現場での課題といったところにつきましては、改善点はどのようなところが改善されたとか、実際40人学級から段階的に30人学級まで下がってきて、こういうふうに解決してますよとか、何かメリットとかポジティブなところ、成果とか頑張ったところがあればお願いいたします。

**○安達委員長** 西田さん、どうぞ。

**○西田氏（参考人）** そうですね、1学級の人数が減ることによって、例えば授業とかでも少し、多い人数よりは少ない人数のほうが1人ずつ目が行き届いたりであるとか、あとは、学級の事務的なところも、書類を作ったり、いろいろ作成することもあるんですけども、内容によってはやはり業務量が減ってきたりということもごさいます。それで、県のほうも、もう大分前から少人数学級のほうにしておりまして、私も現場にいたときは、人数が増えるより少ない人数のほうがやっぱり1人ずつに目が行き届いて、授業を展開したりであるとか、やはり一人一人と丁寧に向き合う時間が確保できたなっていうふうに思っております。以上です。

**○安達委員長** よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** 参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情の賛同議員であります伊藤議員の説明を求めます。

席を変わってもらって。

〔伊藤委員は賛同議員席へ移動〕

**○安達委員長** 賛同議員は、賛同理由のみを簡潔に述べていただきたいと思います。

伊藤議員。

**○伊藤賛同議員** 私は、賛同理由を述べさせていただきます。

学校現場では、貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しております。特に、米子市で申しますと、就学支援の割合が、大体ここ数年5人に1人程度になっているのではないかと思います。ほかの市町村に比べたら割合はとて多く、また、不登校は議会でも様々な問題が表れていますけれども、議論がなされておりますけれども、不登校の低年齢化と、あと、今回も答弁にございました中学2年生の不登校が増えているという実態もごさいます。そこは、皆さんも御認識のところだと思います。その対応に大きな時間、また、複雑、多岐な課題でございますので、対応がとても難しいというようなことも学校現場ではあると思っております。

そして、先ほど西田様より御報告がございました、鳥取県は先立って少人数学級を実施しておりますが、そのための公費負担というのが7,600万円ということでした。私も、この費用負担がなくなれば、また新たな、必要な事業を行うための財源ともなります。このようなことから、本陳情の採択を皆様方をお願いしたいと思っております。

以上で賛同理由の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○安達委員長** 賛同議員に対して質疑はございませんか。ありませんね。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

伊藤委員は席に。

〔伊藤賛同議員は委員席へ移動〕

**○安達委員長** そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様のご意見を求めたいと思います。

今度は、徳田委員から、どうぞ。

**○徳田委員** 私は不採択を主張します。

先ほどお話がございましたが、鳥取県では国に先駆けて、子どもたち一人一人にしっかり目が行き届くようにしなければならないとの観点から、小学校での30人以下の少人数学級実現に向けて取組を進めている状況でございます。陳情の御趣旨にあります豊かな学びの実現に向けて、鳥取県、また本市ともに進んでる状況の中でございますので、暫時その推移を見守りたい、その理由で不採択とさせていただきます。

**○安達委員長** 続いて、又野委員。

**○又野委員** 私は採択を主張いたします。

先ほどの説明でもありましたけれども、不登校や支援が必要な児童生徒が増加しているということで、米子市としてもスクールソーシャルワーカーですとか支援員の配置など対応は進められておられて、それはしっかりとしていく必要があるんですけども、その基となるところ、そういう児童生徒を増やさないように、やはり先生が、先ほど説明もありましたけれども、子どもたち一人一人により向き合えるようにしていくということが根本的な問題解決、肝腎なことだと思っております。そのことが社会全体の認識になってくると、少人数学級が進んでいると思うんですけども、まだ十分ではないということです。国の財政的な支援、そのためにはさらに必要だと思いますので、採択を主張いたします。

**○安達委員長** 松田委員。

**○松田委員** 私は採択をお願いします。

やはり学校現場見させていただくと、業務も大変多いという印象です。クラス30人学級でも、先生いっぱいいっぱい指導されてるような場面を参観でも見ることがあります。加配、教員の増員や少数職種の配置増などは、やはり必要なのではないかなと思います。財政的にも今、県と市町村が負担してる部分ありますので、財政負担を減らすためにも、意見書を採択をお願いします。以上です。

**○安達委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 先ほども述べましたが、私は、やっぱり本当に複雑、多岐な問題が学校現場にはございます。一人一人に寄り添った対応、向き合う時間の確保、豊かな学びの保障のためには、やはり私は教職員の定数改善を図るのが必須だと思っておりますので、採択を

主張します。よろしくお願いいたします。以上です。

**○安達委員長** 岩崎委員。

**○岩崎委員** 私は、陳情項目の1番、中学校、高等学校での35人学級を早急に実施する、このことについては先ほど来話がありますが、高等学校については本市の所管外であります。中学校については、既に県と協力した形で1学年が33人、2、3学年で35人、これはもう既に行っておりまして、大変厳しい中、頑張っておられます。よって、これは意見書を国に提出するという陳情でありますので、私どものこの議会から国に対しての意見書を提出する必要は感じません。したがって、不採択で主張したいと思います。

**○安達委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 本陳情については不採択を主張します。

加配については理解するところなのですが、本市においては既に少人数学級が実施されてるところでありまして、さらなる少人数学級を導入するに当たっては、教職員の確保が私は必要であるという、現状においても教職員の不足が叫ばれており、教職員の持続的確保及び教員の志望者を増やすことが私は急務と考えております。以上の観点から、本陳情については不採択を主張します。以上です。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 最後なので、もうあんまりお話しすることもないんですけど、先ほど西田様のほうからいろいろ現状を伺わせていただきました。この陳情の意見書を上げるに関しまして、少し分けて私のほうではいろいろ考えさせていただきたいと思います。

まずは、教育現場、学校現場での現時点の課題、様々なものがあるというようなことで、委員の皆様からもいろいろ、先ほど上げていただきました。それと、現場の教職員の、先生方のこの負担感と環境のことと、あと、もう一つが、この学級の人数が減ることによる児童さん、生徒さんに対するメリットの3つに分けて少し考えさせていただきたいと思います。

まず、1点目に関しましては、こちらなのですが、学校現場の課題については、現時点で、先ほど又野委員からもお話がありましたスクールソーシャルワーカーといったような対応もあって、本市におきましても年々こちら増員をさせていただいておりまして、先日の決算のほうでもいろいろと御報告を受けたところでございまして、効果が出てきているのではないかなというふうに認識しております。

2点目の教職員の先生方の負担感の軽減のところですが、単純に教職員、先生といっても、業務が本当に、先ほどお話しされていたとおり多岐にわたっておりまして、特に中学校になると部活動もあるというようなことがあったりとか、小学校、中学校ともにですけど保護者さんともお話をする、先生同士でも話をする、プラス生徒間、児童間の間にも入るっていうような、本当に大変な時間を取られるであろうなというふうに認識しております。そういったところに対して、政府は、部活動の面では、現時点で地域クラブ移行というようなところもございまして、本市でも現在検討中であるというふうに認識しております。それだけではなくて、働き方改革のところ勤務時間をどうするのかとかどういったふうに業務をしていくのかというふうなところも、今まさに改革途中であるというふうに認識しております。

最後の少人数学級のところなのですが、先ほども少し申し上げさせていただいたんで

すが、鳥取県は人口最少県の強みを生かして、これ少人数学級のところは全国に先行して取り組んでいます。何年かたっておりますので、そろそろこの効果がどうだったのかなっていうのを検証して、こういった効果があるので全国的にも、国のほうでもやったほうがいいんじゃないかなというようなエビデンスが欲しいなというふうに考えております。昨今のいろいろな見識者さんを見させていただきますと、この人数が30人がいいのか、40人がいいのか、50人がいいのか、20人がいいのかというのはそれぞれメリット、デメリットがございまして、単純にこの人数だけを減らせばよいというものではないですし、増やせばいいというものでもないと思います。

ちょっとこちらの意見書に関しましては課題が、私の中では3つそれぞれあるかなというふうに認識をしております、それぞれ3つに対しましては、現時点で本市におきましても県のほうでも国のほうでも対応しているというふうに考えております。

また、プラスで財政面のお話もございましたが、まだ不確定ではございますが、現時点で聞いております来年度の国の教育関係の予算につきましては、こちらのほうも増額で予算要求をされてるというようなことでしたので、今後、来年度以降も様々なところが改善されるであろうというところを期待しておりますので、以上のことから、いろいろ課題はいただいて、考えていけないといけないところはあるところではございますが、私のほうではこちら不採択、採択しないとさせていただきたいと思います。以上です。

**○安達委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第71号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2025年度政府予算に係る意見書採択の陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、又野委員、松田委員〕

**○安達委員長** 分かりました。賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しましたので、陳情第71号について、採決結果の理由の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安達委員長** では、御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、陳情第72号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の陳情についてを議題といたします。

当陳情の審査に当たりまして、参考人として陳情提出団体、鳥取県教職員組合西部支部、西田周郎様に出席いただいております。

説明は分かりやすく、簡潔にお願いします。

それでは、西田様、よろしくお願いいたします。

**○西田氏（参考人）** 引き続きよろしくお願いいたします。

**○安達委員長** どうぞ。

**○西田氏（参考人）** じゃあ、そうしましたら、第72号の陳情のほうです。

学校現場は、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加、早期退職者の増加など、深刻な教育不足により子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしております。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊、最大の課題です。

それで、ちょっとまたパワーポイント資料を使って、別添資料を多分、これは。

(「・・・ですね」と声あり)

**○西田氏（参考人）** ですね。じゃあ、ちょっと資料に沿って説明のほうをさせていただきます。と思います。

それで、1ページ目ですけれども、陳情項目の1番に当たるところですけれども、学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の削減についてっていうところで、文科省のホームページよりちょっと載せてもらったんですけれども、現行の学習指導要領の標準時間数が示されてます。左側小学校、右側中学校です。

御覧のとおり、ちょっと2ページ目、2つ目のスライドに行くんですけれども、特に小学校の高学年、4年生以上と中学校は年間1015時間、標準時間がありまして、それを、例えば1日5時間だったとすると、単純計算ですけれども203日っていうところで済みます。今、子どもたちの登校日数が、大体200日前後だというふうに認識をしております。毎日5時間、時々6時間で下校しても、標準時間数には達するというところがあります。ところが、今、学習指導要領の内容が増えておりまして、ほとんどの学校で基本6時間授業を行ってる実態がございます。

それと、陳情項目の1の(2)のところなんですけれども、カリキュラム・オーバーロードっていうところなんですけれども、国の教育課程基準に基づいて学校が定めた教育課程の時数と内容が過多になっていて、子どもたちにも過大な負担がかかっている状態を意味しております。1年間で教科書を終わらせるためには、授業のスピードが少し早くなったり、それに追いつかない児童生徒が増えているなどの影響があって、子どもたちや先生方にもちょっと今負担がかかっているという状況でございます。

それと、2番の人の配置、確保も含めた必要な財源確保のところなんですけれども、これ6月の下旬のNHKのニュースのところからちょっと引っ張ってきたんですけれども、今年度の採用のところなんですけれども、鳥取県の場合、全校種で327人合格がありました。ちなみに、1,378人昨年応募があって、定員全体が270人でしたけれども327人合格、実際採用できたのが161人、辞退された方が174人いるという状況です。

次のページですけれども、特に小学校のほうがちょっと厳しい状況でございまして、採用予定が150人っていうところで、二次試験合格、203人の方が合格したんですけれども、実際に年度当初、4月に採用できた方が74人というところで、合格者の36%にとどまったということが現状です。鳥取県の学校でも、教職員が未配置、あるいはフルタイムの常勤講師が本来ならば配置されないといけない学校が、短時間勤務の非常勤講師の方が配置になったっていうことがこの近年ずっと常態化しておりますし、その数は昨年度よりも増加をしております。

それと、3番のところの法制度の整備っていうところで、ちょっとこれ5月の新聞を載せたんですけれども、8月27日も中教審答申が出まして、いろいろ教員確保策の提言、ポイントっていうのがございます。教職調整額が、そのときには13%と、ちょっと新聞

では10%って書いてます、8月には13%という提言が出たと認識しております。

次のスライド、ページですけれども、給特法っていうところですけども、この法律は今から53年前に制定されて、月の給与を教職調整額として4%上乗せをしてるところで、時間外手当、残業代はついておりません。超勤の職務命令のほうも超勤4項目といいまして、学校行事に関する業務、それと職員会議、非常災害に関する業務、あとは生徒の実習に関する業務は学校長のほうから命令ができるんですけども、それ以外は自発的勤務というところで、勤務時間外の保護者対応であるとか部活であるとか授業準備のほうは自発的勤務ということで、今、法は整理されています。

じゃあ、なぜ4%だったかっていうところですけども、今から58年前の、当時の文部省が実施した調査によると、超過勤務が小学校1時間20分、中学校2時間30分、平均で1時間48分っていうことで、月で大体約7時間っていうことで、これを基に4%と算出をされてるということです。

それで、次のページですけれども、調整額は10%以上になれば、じゃあ超勤はなくなるかっていうと、そんなことはないと思っております。授業準備もこれまでと同様自発的勤務であったり、時間外も、これだけ調整額が増えたのだから時間外勤務がやって当然でしょうという雰囲気があるんじゃないかなというふうに思っております。

最後の4番のスライドのほうですけれども、今年8月22日の米子市の総合教育会議のデータ、ホームページに載っていたものをちょっと載せてもらいました。時間外、在校時間等は減ってるとはいっても、長時間の時間外、在校時間等はまだまだ多いっていうのが事実です。教職員不足もありますし、体調を崩してしまっている仲間も増えています。教職員を取り巻く環境は、我が国の未来を左右しかねない危機的状況だというふうに私たちは認識しております。だからこそ、抜本的な改革が必要ですし、持続可能な学校の実現と子どもたちの豊かな学びの保障のためには、具体的な業務削減や教職員定数改善が必要だと思っております。

以上の観点から、2025年度政府予算編成において陳情が実現されますよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を陳情いたします。以上です。

**○安達委員長** 説明は終わりました。

参考人に対して質疑はありませんか。

奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、度々失礼します。

どちらか分からなかったもので、別添資料のほうで御説明いただいたところを再度聞かせていただいてもよろしいでしょうか。こちらの教職調整額、現状4%でっていうところで、10%になるかもというお話がございまして、これニュースでもあったので皆さん御承知のところかと思うんですけど、この10%になったほうがいいのか悪いのか、どちらのお考えでしょうか。4%のままのほうがいいのか、これ10%、両方何か駄目なように書いてあるので、少し混乱してるんですけど。

**○安達委員長** 西田様。

**○西田氏（参考人）** 私たちが求めているのは、むしろこの給特法をなくす、廃止っていうところを一番は求めています。ですので、確かに手当が増えると、少ないよりはっていう

ところあるんですけれども、根本的には、まずはこの法がなくなるっていうところを考えておりますので、ですので、10%になっても根本的な課題は解決できないっていうふうな認識でおります。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 ありがとうございます。

そういたしますと、意見書のところで確認をさせていただきたいんですけど、財源確保のところ、大きい2番のところで記載されていたかと思いますが、こちらのほうでは特に調整額等ではなくて、給特法を廃止してほしいって今お話があったんですけど、この財源確保のところはどういった財源を、確保を求められるお考えでしょうか。

○安達委員長 西田様。

○西田氏（参考人） 例えば、給特法がもし廃止になったとしますと、労基法上の例えば時間外手当とか必要になってきます、三六協定とか結んで必要になってきますし、以前ちょっと、きちっと覚えてないところもあるんですけれども、もし時間外手当をした場合に、時間外手当がどれぐらい必要なのかっていうと、全体を通して1兆2,000億円必要じゃないかという話も出ておりました。

○安達委員長 よろしかったですか。

ほかにございせんか。参考人質疑はなかったですね。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 参考人に対する質疑を終結いたします。

次に、本陳情に賛同議員であります伊藤議員の説明を求めます。

〔伊藤委員は賛同議員席へ移動〕

○安達委員長 賛同議員は、理由のみを簡潔に述べていただきたいと思います。

○伊藤賛同議員 私は。

○安達委員長 挙手を。

伊藤議員。

○伊藤賛同議員 私は、賛同理由を述べさせていただきます。

教職員希望者の減少、病気休職者の増加や早期退職者の増加と、深刻な教職員不足というふうなことでここには記述がありますが、私も米子市の教職員の中、いろいろ聞いてみますと、オーバーワークのために体調を崩し休むと、ほかの教職員がカバーをするということになります、またその方が業務が増えて体調を崩すというような悪循環となっているという場面を多く相談されるというふうに思っております。そのことが、強いては子どもに影響を及ぼすというふうなことであります。ですので、このような長時間労働ということは、全体的にも抜本的に改善をするべきというふうに思っておりますので、この陳情に賛同いたします。

以上で賛同理由を述べさせていただきました。

○安達委員長 賛同議員に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

伊藤委員は、委員席に。

〔伊藤賛同議員は委員席へ移動〕

○安達委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

○安達委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

採決に向けて、委員の皆様の御意見を求めたいと思います。

じゃあ、今度こっちに回りましょうか。

松田委員。

○松田委員 私は採択をお願いします。

先ほど71でも述べましたが、教員の仕事の幅というか量は大変多いということで現場から伺っております。対保護者とか対地域だとか、特にまた担任を持つとられる先生なんかは、かなり負担が多いということで伺っております。特にこの陳情の項目の中で、教職員の負担軽減を図る観点から国として具体的業務削減策を示すということで、この点については、やはりなかなか人の確保が難しいということを踏まえると、国から具体的な業務削減を示していただくということは有効なんじゃないかなと思います。私は採択をお願いします。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 私も採択を主張いたします。

今朝の新聞でもあったと思うんですけども、教職員希望者の減少、先ほどの話もありました。病気による休職者で、そのまま早期退職になってしまう人とかが増加しているということで、教職員不足っていうのは深刻な状況のようです。その解決には、職場環境の改善っていうのは当然必要なことだと考えています。そのため、国は先ほどの給特法の考え方で、時間外手当で対応っていうふうに変えるのではなく、給特法の調整額を増やすということで対応しようとしていますけれども、これだと時間外勤務を固定化させかねないっていう疑問の声が上がっています。教職員の皆さんの負担軽減のためには、精神的負担もそうですし、長時間勤務減らしていく改革っていうのが本当に急がれてると思いますので、採択を主張いたします。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 私は不採択を主張します。

持続可能な学校の実現のための一面的な取組としまして、教職員の定数改善、働き方の改革を求める本陳情の趣旨は十分理解するものではありません。しかしながら、教職員の処遇改善、部活動の地域移行、あるいは学校運営協議会など、子どもたちの豊かな学びへの取組は既に動き出していると自分の中では認識をしているところでございます。本陳情の含意でもあります子どもたちの豊かな学びの保障のために、教職員の働き方のみに焦点を当てた本陳情には賛同できません。よって、不採択を主張いたします。

○安達委員長 続いて、奥岩委員。

○奥岩委員 不採択、採択しないをお願いいたします。

もろもろ陳情者さんのお話、賛同議員さんのお話、理解するところもございまして、先ほど採択を主張される委員さんのお話も、現状の課題としては、課題解決しないければならないんだなというようなところがあるとは考えますが、先ほど徳田委員もおっしゃっておられたように、こちらの陳情の題目といたしましては、持続可能な学校の実現を目指す

というところがございますので、単純にこの意見書の大項目、4項目でそれが改善されるっていうようなところが見えないように受け取られました。

具体的には、今もずっと教育現場改革をしていただいているんですけど、業務負担のことですとか教職員の数ですとか働き方のことですとか、先ほどもいろいろお話に出ておられました。そういったところを段階的に今、国のほうでも改革を進めているところがございます。先ほど陳情者さんからお話もありました給特法のところに関しましても、来年度以降、こちらのほうも改革が進められるというふうに伺っておりますし、そのための予算要求もされているというふうな形で伺っております。改革すべきところが多々あるので、なかなかこれをいただいた意見書を全て実施をしたからといって、現状が全て改善されるというふうには受け取られませんでしたので、御意見は受け止めさせていただきますが、現状、国のほうが来年度以降、対応しようとしている政策のほうを見守らせていただきたいと思いますので、不採択とさせていただきたいと思います。

**○安達委員長** 次、戸田委員。

**○戸田委員** 私は、本陳情については不採択を主張します。学習指導要領における各学科の学習内容は、子どもたちが生きる力を身につけるために必要な知識や技能を習得するものであります。学習時間等の削減は、私は不適切であると考えております。また、事務の標準化及び自動採点システム等の導入等により事務の効率化が図られてきており、働き方改革もある程度改善されてきたのではないかとこのように私は考えております。以上の観点から本陳情については不採択を主張します。

**○安達委員長** 次に、岩崎委員。

**○岩崎委員** 全体的な趣旨は理解するものの、これも先ほど言いましたように、陳情を我々議会が採択したら、意見書を提出するという陳情であります。その意見書の中で、陳情の項目がしっかりと明記されていますが、私はどうしてもこの2点ほど、なかなか自分と違うなというふうに思った点がございます。1の括弧の2、カリキュラム・オーバーロードの実態にあることから、学習指導要領の内容の精通や、それに伴う標準授業時数の削減等を行う。これで削減を安易にしてもいいのかなと私は思っております。それから、大きな3番、教員の命と健康が守られる法制度の整備を図る。現行、労働安全衛生法ですっきりと法にのっとってですね、事務が進められていると認識をしております。これをですね、その法を超えるような法制度の新たな整備を求める、そこまでそういうその意義がなかなか感じられないものですから、私は、本陳情は採択しないというふうに思っております。

**○安達委員長** 続いて、伊藤委員。

**○伊藤委員** 教職員不足の件はさっき、先ほど述べさせていただきました。教職員不足により、教職員のカバーができずに、前日になって時間割が変わるだとか、自習が増えるだとか、そういうことが米子市の実態にもあり、子どもたちの豊かな学びに大きな支障を及ぼしていると私は実感しております。持続可能な学校の実現のためには、教職員の勤務環境の改善、労働時間の長時間労働の是正が本当に最大の課題ではないかと思っておりますので、採択を主張したいと思います。以上です。

**○安達委員長** これより採決をいたします。

陳情第72号、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間

労働是正を求める意見書採択の陳情について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…伊藤委員、又野委員、松田委員〕

**○安達委員長** 分かりました。賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択を決しましたので、陳情第72号について、採決結果の理由の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認をいただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安達委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

西田様、本日は御出席ありがとうございました。

〔参考人は退席〕

**○安達委員長** 以上で本件については終了いたします。

次に、どうしましょうか。

昼休憩、暫時休憩、はい。すみません、執行部の方、待ってもらっておりますが、暫時休憩したいと思います。

**午前 11 時 58 分 休憩**

**午後 1 時 00 分 再開**

**○安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次に、議案第81号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

当局の説明を求めます。よろしくお願いします。

ちょっと、すみません。あ、人が重なってごめんなさい。

長尾こども支援課長。

**○長尾こども支援課長** それでは、議案第81号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

行政手続の簡素化による市民の負担軽減を図るため、法に定める事務以外で教育委員会が個人番号、マイナンバーを利用することができる事務として、特別支援教育、就学奨励費に関する事務を追加するとともに、当該事務における特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めようとするものでございます。具体的な改正内容といたしましては、第1に個人番号、マイナンバーを利用することができる……。

（「きたきた」と声あり）

**○安達委員長** あ、来ましたか。すみません。どうぞ続けてください。

**○長尾こども支援課長** すみません。具体的な改正内容といたしましては、第1に、個人番号、マイナンバーを利用することができる事務に特別支援教育、就学奨励費に関する事務であって規則で定めるものを追加するもの。第2に、この事務を処理するために利用で

きる特定個人情報として、住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報を追加するものでございます。以上２点です。

なお、本条例の施行期日につきましては、令和７年６月１日といたしております。また、さきに行われました令和６年第１１回米子市教育委員会におきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、意見を求めましたところ、付すべき意見なしだったことを併せて御報告いたします。説明は以上でございます。

**○安達委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。どうですか、ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** なし、ありませんか。

〔「はい」と声あり〕

**○安達委員長** 異議なしということで認めます。よって本件については、全会一致で。

（発言する者あり）

えっ。

（「採決してください」と声あり）

**○安達委員長** ごめんなさい、失礼しました。これより採決いたします。

議案第８１号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安達委員長** 失礼しました。これによって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。本件については終了いたします。

次に、教育委員会から２件の報告がございます。

初めに、令和５年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価の報告について、当局の説明を求めます。

永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** 令和５年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価について御報告申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定に基づき、米子市教育委員会における事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行いましたので御報告いたします。資料の報告書に基づき、その概要を説明させていただきます。

それでは、点検・評価報告書の１ページをお開きください。まず１、点検・評価の目的でございます。目的は効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうとするものでございます。

続きまして、２、教育委員会の構成及び会議の開催状況から７ページの６、教育委員会事務局の主な担当業務までは資料に記載のとおりでございます。

次に、８ページをお開きください。７、点検・評価と米子市教育振興基本計画との関係

についてでございます。令和4年2月に策定しました米子市教育振興基本計画は、計画期間を令和4年度から令和8年度までとしております。この計画におきまして、基本目標の実現に向けた18の基本施策について教育委員会がその推進状況や課題等を踏まえて、点検・評価いたしました。

次に、9ページから、点検・評価結果の概要を記載しております。まず(1)総合評価でございますが、令和5年度は18の基本施策について、目標達成されたもの(S)は1件、順調なもの(A)は8件、おおむね順調なもの(B)は9件でした。やや遅れているもの(C)、遅れているもの(D)はございませんでした。全体としては、おおむね順調に進捗したものと評価しております。ただし、令和4年度の実績状況と比べまして、順調なもの(A)が減少し、おおむね順調なもの(B)が増加しており、個別に課題のある事業について、数値目標の対応を図っていく必要があります。

続きまして、10ページです。(2)基本目標ごとの評価でございますが、教育振興基本計画の4つの基本目標ごとに評価し、教育委員及び学識経験者の意見、指摘事項の主なものを記載しております。

次に、15ページお開きください。10、点検・評価票でございますが、16ページ以降に基本施策ごとの点検・評価票を記載し、その次のページには該当する個別事業について掲載しております。

次に、ページは飛びますが、81ページを御覧ください。11、学識経験者の知見を記載しております。こちらは点検・評価の客観性を高めるため、3人の学識経験者の方々に意見聴取を行い、この票に記載しておりますような御意見、御指摘をいただいております。今後、この点検・評価の報告書につきましては、ホームページで広く公表することとしております。説明は以上でございます。

**○安達委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。ありませんか。

松田委員。

**○松田委員** 私のほうは何点か伺いますけど、11ページのところの「学ぶ楽しさのあるまち」というところで、最初に基本施策が2-1から2-6まであって、評価してありますが、令和4年度と比べると、全体的にワンランク落ちた、2-4というのが同じということで、大体相対的に落ちているんですけど、その辺りは要因というか評価というか、どういうふうな認識なんでしょうか。

**○安達委員長** 答弁はどなたか、でしょうか。どなたかございませんか。

長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長** 今回の評価でございますけれども、全体といたしまして、Aが若干少なくなっ、Bが増えてるというところが大体の概況でございます。これにつきましては、昨年度以来、目標設定を従前であれば、例年どおりかそれを上回るというところを目指して進めてきておりましたけど、その中身も見直しつつ進めていくのが適切じゃないかというところで、やっぱその見直しをかけつつ実行してきたところです。ですので、私どもといたしましては、教育に係る個別のところは省かせていただきますけれども、そこが思うように進んでないということではなくて、順調に進んでいると、そういう受け止めでございます。全体としては、私の評価としてはそういったことでございます。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 分かりました。どうしても数字がAからBに落ちたりすると、何かなと思うもんですから、ちょっと質問しました。

続いていいですか。

○安達委員長 はい。どうぞ、続けて。

○松田委員 40ページのところなんですけど、子ども地域活動の支援ということで、評価票が策定してありまして、これ見させていただくと、どうしてもやっぱりほかの個票に比べると、内容もちょっとしっかり記載の量も少なく、ちょっと熱意というかですね、が感じられないなと思ってしまうところがありまして、この辺り、ちょっとその分析というか総括というのが薄いんじゃないかなと思うんですが、その辺りいかがでしょうか。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長、どうぞ。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 2-2でございます。子ども地域活動の支援ということでございまして、これは具体的な内容といたしましては、公民館で行われている、子どもに関するいろいろな取組ということになっております。この書き方につきましての御指摘になりますので、ちょっと内容を総括した、市全体で総括した内容を書いているものではございますけれども、件数云々ということに関しましては、活動としては、昨年に比べて各地域で件数も増えておりますし、しっかりと行われているという評価をしているところでございます。表現につきましては、今後検討をしていきたいと思っております。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 やっぱりほかのシートと比べていただくと、なかなか、さっきおっしゃられたこととかをしっかりと埋めていただいたら、こういう質問も要らないと思うので、ぜひ熱意があってやっておられると思うので、記載についてはもう少し、しっかり内容を入れていただきたいと思っております。それであとこれに関連して、教育委員の意見とか指摘ということで、市長部局になったということで、評価対象外ということなんですけれども、これ、せっかくだったら、今まで……。今まではこれ評価されてたんですかね、教育委員で。いかがだったんですか。

○安達委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 これにつきましては、今までは評価対象でございましたけれども、公民館事務の移管に伴いまして、教育委員会の権限から外れたということで評価対象外となっております。これは、法律が、先ほど、この基になっております地方教育行政法、この対象が教育委員会の所管に属するものというのが法律に明記してございますので、ちょっと、こういった示し方させていただいたところでございます。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 ちょっと見て、せっかくなら今まで評価していただいてたんだったら、外の教育委員に、評価してもらえばいいのになと思ったんですけど、その法的なところがあるということであれば、理解いたします。

もう一つは別の票で、50ページの2-5、公民館の整備という項目がありまして、52ページにもあるんですけど、明道公民館については、整備事業が今進んでないという状況なんですけど、この辺りは、今現在はどうのような方針で改めて動いておられるかっていうのを教えていただいてもいいですか。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 具体的には52ページに当たる御質問かなというふうに思っております。明道公民館につきましては、昨年度、南保育園、こちらのほうのそもそもの計画が南保育園の移転といたしますか、集約による新築、そして今の南保育園の跡地に明道公民館をとという計画で進んでいたところが、保育園のほうの計画というのが中止になっているところがございますので、それによって、一旦公民館の整備事業というの、話がストップしていたというのが昨年度でございます。ただし、地域の方との話を続けながら、引き続き、今度は一から用地の部分から考えていくというところで、まだ皆様方にお示しできる形にはなっておりませんけれども、並行してお話を続けているところがございます。以上でございます。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 これはやはり、老朽化でこう移転しなければならないという状況なんですか。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 明道公民館につきましては、その老朽化というのもございますけれども、一番は地元の方からの要望というところ、自治会からの要望もいただきながら動いているところでございます。以上です。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 ちょっと、答えられるかちょっと分からないですけども、関連してというか、公民館がやはり複数あって、公共施設の今後の在り方を考えた場合に、数も多いし、これからどうしていくんだとかっていうところの方針っていうのが、まだきちっと米子市としては示されてないのかなと思うんですが、この辺りは、やはりこの公共施設を減らしていくっていう形であれば、公民館をどうしていくかっていう議論が必要だと思うんですけど、施設を。その辺りは米子市のほうはどのような形で、今議論はされてるんでしょうか。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 施設という、施設管理という概念からお答えをしますと、今現在、公民館につきましては、各地区29の公民館がございますけれども、そちらのほうを整備をしていく、修繕をしていくというような考えでいるところがございます。大きな計画になりましたら、今後の地域の活動支援という大きな視点から考えていく必要がございます、そちらのほうを検討しながら施設の在り方を考えていくということになってまいります。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 私もこのままの数が、残すというのがですね、できればと思うんですが、やっぱりコストの関係もあるんですけど、将来的に統合とかそういうようなところっていうのは、方針としては全く話として出てないんでしょうか。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 現在のところは、29の地区の考え方を支援していくという考え方でおりますので、施設もそちらに合わせて修繕をしていくという考えでおります。

○安達委員長 松田委員。

○松田委員 要望というか、検討していただきたいのは、やっぱりほかの施設、公共施設

もやはり統合とかっていうところで進んでいるところもありますし、費用の負担、資料見させていただくと、公民館っていうのは数も多いし、将来どうしていくかっていうのは、やはり考えていかなければならない時期に来てるんじゃないかなと思うので、例えばほかの施設の中に入るとか、そのような出口も考えていかないといけないんじゃないかなと思うので、その辺りやはりそういう視点でも見ていていただきたいと思います。一応、もしコメントがいただければ。

**○安達委員長** 毛利教育委員会事務局次長。

**○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長** 繰り返しになりますが、現在のところは、各地域、29の地域の方々の活動拠点という形で修繕の対応をしていくという、施設としては考え方でいるところでございます。一方でもう一度、先ほども述べたように、大きな視点で地域支援ということを考えたときにどういう方向になるのかというのは、並行して考えていきたいところでございます。以上でございます。

**○安達委員長** ほかに。ちょっと先に岩崎委員が手を、早かったので。

岩崎委員、どうぞ。

**○岩崎委員** この教育事務の、点検・評価票も必ずしも全部まだ見れてないもんですからあれなんですけど、教育長のほうにちょっと考えを聞いてみたいと思います。この令和5年度のこの点検・評価票、上がってまいりました。現時点で教育長のお考えになる教育行政の課題、課題認識っていうところを、ちょっと大きくくりになりますけども、お尋ねしたいと思います。

**○安達委員長** 浦林教育長。

**○浦林教育長** 全体通しますと、先ほど事務局長のほうが申し上げましたとおり、我々は毎年、レベルを上げながら点検・評価を行ってるというような状況であります。様々なところで成果を上げているところもありますけれども、やはり最も大きな課題としましては、議場でも皆様方から何度も御質問を受けておりますけれども、やはり子どもたちの不登校の問題、この問題が今、教育委員会が最も改善しなきゃならないと思っている内容だと思っております。議会の皆様方からも、予算面からもいろいろと御支援をいただいておりますので、こういったものをしっかりと生かして、またさらに学校教育の持つもともとの力ですとか、あるいは家庭教育の力、こういったものが集結して、何とか改善に向けていきたいとこのように考えております。まだまだ課題はたくさんありますけど、一つ、代表として申し上げました。

**○安達委員長** じゃあ、先ほど手が挙がりました。

徳田委員。

**○徳田委員** 私は評価票の65ページの3-3について、何点かちょっとお伺いしたいんですが、この票の、課題・今後の対応というところで、「米子市文化財保存活用計画を基に、地域の特徴を活かした」という文言がございますけども、具体的には、これはこういった事例を指すのか、現時点で想定され、考えていらっしゃる具体的な内容について、ちょっとお聞かせいただければというふうに思いますけど。

**○安達委員長** 大塚文化振興課長。

**○大塚文化振興課長** この文化財保存活用計画の地域の特徴ということですけど、具体的にどうこうっていう案は、今持ち合わせておりませんが、市内には様々な文化財が数多く

ございます。そういったものを活用してですね、今後、文化財の周知、そういった活用策っていうのを検討してまいりたいというふうに考えております。

**○安達委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 地域の特徴を生かしたという点でいきますと、それぞれの地域、スポットスポットで保存すべき対象または歴史的文化遺産というのを、まず絞り込みされてるという、今段階じゃないかなと思いますが、それぞれの地域の特徴、どのように生かすかっていう視点はやっぱり、これは保存の点でいきますと、欠くべからざるものだと私は判断いたしますので、その視点なしにやっぱりこの事業自体はなかなか成り立たないのではないかというふうに考えますので、一刻も早くそういった視点を持っていただくようお願いしたいと思います。要望です。以上です。

**○安達委員長** 次に、先ほど、奥岩委員、手挙げましたね。

奥岩委員。

**○奥岩委員** そういたしますと、松田委員からもいろいろ御質問があったんですけど、まずは40ページ、2-2の子どもの地域活動支援のところ、地域振興課さんだと思うんですけど、こちら40ページからずっと説明がございまして、令和5年度コロナ禍から脱却をして、従前レベルで事業実施できるように取り組むということで取り組んでこられたと思います。が、これ事業評価がBになっているんですけど、Aレベルで実施ができなかったのは、こういったところが難しかったんでしょうか。

**○安達委員長** 答弁、どなたか。

毛利教育委員会事務局次長。

**○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長** Aという評価にならなかった理由といえますか、基本的に、この事業の実施に当たりましては、全ての地域、全ての公民館においての実施というところを目指したところとございまして、それに関しましては、きっちり完了したというふうな実感をしているところとございまして。さらにAという部分になりますと、予想よりも大きく上回るというような評価が必要になりますので、基本的な部分としてはしっかりできた、しかし、その部分でいろいろ公民館も非常に忙しい部分もございましたので、それを上回るというようなことがなかったというような感想という形になります。以上でございまして。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** A評価は、予想を上回るのがA評価ですか。A評価の区分で見ますと、A評価、順調で、B評価がおおむね順調になってるんですけど。

**○安達委員長** 永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** こちらの評価基準としまして、まず個別の事業のところの丸、二重丸ってところがございまして、丸についてはおおむね達成ということで、8ページにも記載しておるんですが、数値目標が80%以上となり、おおむね順調に目標を達成されたものというところとします。二重丸になりますと、数値目標が100%以上で順調に目標達成されたものというところ、こちらの2-2の子どもの地域活動の支援については、数値目標が29公民館で行うってところで、達成実績値として29公民館での実施というところ、評価としては一重丸としております。それを総合評価に落とし込みますとAではなく、一重丸ですとBということで、おおむね順調というような評価基準に

しております。そういう評価基準に従って、こちらはB評価というような評価しているところでございます。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 そうしますと、ちょっと聞き方を変えさせてください。B評価となった要因は何でしょうか。

○安達委員長 答弁者はどなたになりますか。質問内容は分かりますよね、どうぞ。

毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 基本的なところといたしましては、先ほどの答弁繰り返しになりますが、全地区の公民館におきまして、子どもに関する事業を実施できたという点で認識をしているところでございます。その実施をするというところに関しましては、いいましたら、事業の完了という形で丸をつけたという次第でございます。さらに多くの集客を集めるという観点が欠けていたというところで二重丸にできなかったという、そういうことで答弁になっておりますでしょうか。

○安達委員長 よかったですか。

奥岩委員。

○奥岩委員 先ほど来、おっしゃっておられます、点検・評価、丸、二重丸のところとA B判定のところなんですけど、今、課長さんが御答弁いただきました全て実施ができたのであれば二重丸、100%達成かなと思います。さらなる展開をっておっしゃるんですが、そうすると多分これ二重丸の上で、S評価かA評価に分かれるんじゃないかなと思いますし、この事業概要と目標を見させていただいても、この令和5年度の時点で、ここに記載以上のプラスアルファのところを求めているようには読み解けないんですけど。すみません、ちょっと、補足があるようでしたら御説明をお願いします。

○安達委員長 長谷川教育委員会事務局長。

○長谷川教育委員会事務局長 冒頭触れましたけれども、私、所管外ということでこの評価には関わっておりませんが、私のほうから補足で答弁させていただきます。

この2-2、子ども地域活動の支援につきましては、昨年度も当然同じように評価しとるわけですが、その時点でも6番のところ、課題・今後の対応というところ、これが昨年度と同じでございまして、地域の子どもは地域で育てるという意識の醸成を図る必要があると、こういう課題があるというところですが、公民館における諸活動、講演ですとか活動、これは予定どおり十分に行っているという具合に認識しておりますけれども、その結果、その課題を解決するという前進には、なかなかちょっとそこが大きく前進したというわけではなく、丸というような評価に至ったのではないかとということで、私は捉えております。以上です。

○安達委員長 奥岩委員、よかったでしょうか。

○奥岩委員 所管外ということなので、なかなか全て理解しておられる方がここにいらっしやらないので難しいとは思いますが、ちょっと私も副委員長なのであれなんですけど、今後ですね、こういったもし所管外とかっていうのを委員会のほうで報告いただいて、確認審査をしなければならないという場合には、委員長のほうに、担当課さんなり担当部局さんのほうから一言いただいて、出席の説明員さんこれでいいでしょうかという御確認をしていただけたらなと思います。こちらにつきましては、以上にさせていただきます。

きますので。

**○安達委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長** すみません、補足で説明させていただきます。この評価につきましては、体系がございます、評価の体系。これは教育振興基本計画という計画が別途ございます。教育振興基本計画という計画がございまして、それをこの地教行法上の教育事務の評価・点検で使っているという状況があります。これがまず第一点。ただ、その計画をつくった後で、公民館が所管外となりました。ただ、教育振興基本計画のローリング、PDCAサイクル回すという意味で評価を行って、次に反映させていく、この作業は必要ですので、評価を行っております。ただ、教育委員会としてということではなくて、これは市長部局の地域振興課のほうで評価を行っているということでございますので、今、地域振興課長の立場で出席しておりますので、それにつきましては、委員会で説明できる体制整えて臨ませていただいているということでございます。補足でございます。

**○安達委員長** ちょっと待ってください。私が聞いとして答えを求められているのに、今、長谷川事務局長は、何かそこに行き届いた答弁内容ではなかった。補足って意味だったんで待ってたんですが、そこに行き着いてないように思ったんですが、違いますか。担当外ですって発言があったんで、じゃあ、担当の方はどなたですかっていうのを副委員長からいただいて、私からあえて要請しなきゃいけないのかなと思って聞いとったんですが、その答えに近づくなかったということをお願いしたかったもんですから。

長谷川教育委員会事務局長、どうぞ。

**○長谷川教育委員会事務局長** 所管の地域振興課長という立場で毛利次長に出席いただいている、出席してるということでございます。

**○安達委員長** となると、課長からの答弁が必要になってくるんですか。そのように聞こえますが、違いますか。

伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 市長部局の立場で、私のほうからお答えしたいと思います。これ、評価自体は教育委員会の所管事項でありますので、私の権限が及ぶところではございませんし、私自身もこの評価には関わっておりませんので、それを前提にお聞きいただきたいと思います。子どもの地域活動というのは、公民館で行われる事業という捉え方をしているので、このペーパーでは。公民館で行われる事業だから教育委員会の所管外という整理になっております。したがって、その部分について、一応、この評価シートができていているということをお答えしますと、公民館における子ども地域活動支援については、これは議会でもたび重ねて、不十分じゃないかというお声をたくさんいただいておりますし、私自身もそのように認識をしております。もちろん公民館によって実態の違いはかなりあるということがありますが、総じて、総じてですね、公民館で子どもの声がしないと。なかなか公民館に子どもたちが集まってくるような、若い世代の子育て世帯が集まるような施設に公民館がなっていないんじゃないかという御指摘を、議会でもたくさんお受けしているというふうに認識しております。繰り返しですが、29ある公民館が一律ではございませんので、公民館によっては、しっかりその辺の活動をしておられるところ、あるいは夏休み中とか長期休業中等に、子どもたちの様々な体験活動なんかの事業をしっかりお支えいただいているところもたくさんありますので、一律それを評価するつもりはございません

が、総じて、もっともっと公民館が地域づくりの拠点ということであれば、地域づくりの出発点である子育て、あるいは、もっと分かりやすくいいますと、昔でいう子ども会ですね、こういった辺りに、もっとてこ入れをすべきじゃないかという認識は議会からも御指摘受けておりますし、私どもも思っております。そういった観点から考えると、実は、まだまだ公民館における子どもの活動というのは十分でないと、まだまだしっかりやる、取り組むべき余地があるというふうに、我々、考えております。ただ、この評価シートの記載を見ますと、コロナ禍で一回落ち込んだ活動を、取りあえずコロナ禍前まで戻すというようなニュアンスで記載されておりますので、そういった観点からいけば、おおむねコロナ禍前の各公民館において企画していただいている事業水準までは戻ったかなという評価。一方で、それが本当に我々が目指すところなのかということから考えると、今、私が申し上げたような観点からいけばまだまだだろうと。この辺を踏まえて評価になってるんじゃないかなと、このように考えております。最後、蛇足であります。これ、公民館という観点、箱の観点でいけば確かに地域振興課に移りましたから、これは市長部局の所管だということになりますけども、一方で、社会教育、生涯学習という観点からいけば、実はこの子どもの活動というのは生涯学習、社会教育の一番の出発点にあるわけでありまして、これは立派な教育委員会の所管事項になります。この辺の評価管理の仕方も含めて、市長部局と教育委員会が一体となってこども総本部というのを運営する体制をつくりましたので、教育委員会とのほうとも相談して、来年度以降の評価のやり方というのを工夫してまいりたいと、このように思います。私からは以上です。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** すみません、いろいろと御答弁いただきましてありがとうございます。なかなか、この評価の基準に沿って評価をされて、今回提出をされてるんですけど、数値とこの書き方だけを見る以上は、先ほど申し上げたとおり、二重丸がついてAがついてもいいんじゃないかというところからだったんですけど、今後の課題も認識しておられるということで、教育委員会さんと市長部局と今まで以上に連携して取り組まれるということで理解いたしました。それを踏まえてのちょっと強めのB評価で6年度以降も頑張りますよということなのかなとは思いますが。

同様に、75ページ、4-1、健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成のところなんですけど、こちら令和5年度に関しまして、Welcomeアフターコロナ推進事業が小・中学校ございまして、こちらそれぞれ予算をつけて事業をしていただいたと思うんですけど、5番の取組状況・成果のところを確認させていただきますと、全小・中学校をリモートでつないでオンライン集会を行ったということなんですけど、これは、各学校、どこかで全校集会みたいのをされながら、それをリモートでつないで集会をされて、何か特別な行事をされたのかなとは推察するんですけど、すみません、ちょっと勉強不足で。どんな感じの集会で、コロナが5類に変わって、今後、できなかったことができますよってというような趣旨でいろんな活動をしていただいたかと思うんですけど、こういった事業だったか、御説明お願いしてもよろしいでしょうか。

**○安達委員長** 仲倉学校教育課長。

**○仲倉学校教育課長** アフターコロナ集会のことについてお答えいたします。昨年度、後藤ヶ丘中学校を主会場といたしまして、ここから全校をリモートでつないで、後藤ヶ丘中

学校の生徒のメッセージ、それから吹奏楽部の演奏、また、市長さんからもコメントをいただいたりもいたしました。そういう後藤ヶ丘中学校での、まず全体でのオンライン集会を起点といたしまして、それぞれの各中学校区で独自のアフターコロナのイベント等を実施したと、そういうことでございます。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。そういたしますと、今、令和6年度で次が7年度になってくるんですけど、コロナを契機にこうやってオンラインでいろんなことができるようになったりですとか、大体のツールで使えるようになりまして、教育の現場でもいろいろと対応していただいたと思います。これだけではないんですけど、今も宿題をいろいろとタブレットで持ち帰ってやっていただいたりとか、感染症のときにはいろんな対応ができるようにされてると思うんですけど、これを契機に、集会っていうのが大規模でっていうのもオンラインでできるようになって、ノウハウも現場の先生方もついたと思いますので、ある程度、毎年なのか、何年に1回なのか、こういったオンラインのような取組はあるといいのではないかなと思いましたので、これも、B評価だったんですけど、個人的にはSがついてもいいのではないかなぐらいに頑張っておられたかと思いますので、そういった視点で、オンラインこれだけで終わらないように、今後も活用していただければなと思います。これ、意見になります。

続きまして、56ページ、3-1の学校給食における地産地消の推進になるんですが、「いきいきこめっこデー」のところが注釈で記載をしてありまして、県産品使用率が年平均だと63%ってということで目標立てられて、実績が平均67%だった。ただ「いきいきこめっこデー」に限定して見ると、31%から92%だって開きがあるんですけど、これ、どういった理由で開きがあったんでしょうか。

**○安達委員長** 学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** 「いきいきこめっこデー」は毎月19日を基本として、食育の日として、今、地産地消を中心とした献立を意図的に取り入れるようにしている日に設定しております。県産品使用率のほうは、年間通じての県産品の使用率を出しております。そして令和5年度の県産品使用率は、年平均では63%になりますが、毎月1回の「いきいきこめっこデー」だけの県産品使用率を計算したときに、12か月、12か月のうち8月はありませんけれども、そのときには31%から92%、多いときは92%ありましたが、やはり夏場などで、県内産の野菜が取れなかったりするときは、どうしても使用率が低くなってしまうものですから、献立的には県内産のものを取り入れられるような献立を設定していても、結果として県産品が入ってこないというような状況もありましたので、そういうようなときも含めまして、意図したところとしては、結果的には平均67%になった。そのようなことでございます。以上です。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** ありがとうございます。単純にこの率の話なんですけど、理解いたしました。ありがとうございます。この率は使用量とかではなくて金額で計算しておられるんですたっけ、どっちで計算しておられるんですたっけ。

**○安達委員長** 伊藤学校給食課長。

**○伊藤学校給食課長** こちらは量でございます、金額ではございません。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 はい、承知しました。今のようなお話で、県産品を使いたいけどできないときもあるのでっていうような、原材料はどうしても生ものですので、季節的なところですか、気候変動によって変わるっていうこともありますので、ただ、その中でもしっかりと実施していただいたっていうことで評価をしております。ありがとうございました。

最後もう一点、先ほど松田委員からも御質問のあった2-5の50ページですね。公民館の整備の明道公民館整備のほうなんですけど、こちら少し補足で私のほうからも質問させていただきたいと思います。この公民館につきましては、公共施設総合管理計画に沿ってだったような気がするんですけど、現時点での、この総合管理計画が何年度までに、公民館はどの程度かっているのは、ある程度めどがついているのか、それともまだ検討段階なのか、教えていただけたらと思います。

○安達委員長 毛利教育委員会事務局次長。

○毛利教育委員会事務局次長兼生涯学習課長 公民館の施設管理の計画につきましては、現状見直しといいますか、一つ一つの公民館の施設に関して、詳細に詰めているところでございます。全体的な計画というのが、何年度というのを決めているということでは、まだございません。

○安達委員長 奥岩委員。

○奥岩委員 課題では書かれていて、今後の対応でも書かれてはいるんですけど、令和5年度の時点では、どの年度でするかというところまでは、まだ詰まってないというところですね。理解いたしました。この後、別の案件で保育園の統合のところもございまずけど、そこで聞くのか、こちらで聞くのか、どちらがいいのかなとは思ったんですけど、今ちょうど、評価報告が出ておりましたので聞かせていただきました。松田委員からも御意見ございましたけど、全体的なところですね、どういうふうに公民館を今後運営していくのかっていうところで、総合管理計画がしっかり、どの年度でどういうのかっていうのも、そろそろ年度を決めて動いたほうがいいのではないかなと思いますし、保育園の統合のところもございまずし、教育委員会さんでいきますと、小・中学校の義務教育学校のこともありますので、施設の総量の観点から公共施設総合管理計画、こちらとの整合性も取りながら、ある程度、年次的にこうですよっていうのは、そろそろ出していただいたほうがいいのではないかなと思いますので、令和5年度でこういう評価が出ておりましたので、こちらにつきましては、課題としては認識しておられると思いますが、指摘といいますか意見ですけど、総合管理計画のほうをしっかりと年次的に示していただいて、それに沿って進めていただきたいなと思います。以上です。

○安達委員長 ほかに。

又野委員。

○又野委員 2点ほど聞かせていただきます。学識経験者の知見っていうところで、何か所かいろいろ書いてあるんですけども、最初のところと実際のそれぞれの項目のところと、一番最後のところと。2-1の項目のところ、「学力・学習状況調査」については、全国や県とのポイントの比較に重きを置くのではなく、児童生徒の学びに対する姿勢を把握し、その学習意欲を高めるための取組を行うことが大切であるという意見が出てるんですけども、この学習意欲を高める取組っていうのは、現在どういう状況なのかっていう

のと、なぜこういう意見が出されたのか、そこら辺の原因とかが分かれば教えてください。

○安達委員長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 まず、学びについてでございますが、やはり今、ICTのタブレットを積極的に活用することを進めております。そういうことを活用しながらグループでの協働的な学び、それから当然、事業者による教材研究に基づいた事業展開、そういうことを進めながら、子どもたちが楽しく学べる環境を構築していくと、そういうことを進めております。御指摘いただいた、学識経験者さんから御指摘いただいた点につきましては、あくまで、この評価目標の数値がどうしても学力調査という面にどちらかというと偏っているのではないかとこのところを御指摘いただきましたもので、またこの評価基準につきましては、御指摘いただいたことも含めまして検討してまいりたいと、そのように思っております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 そうすると、学習意欲を高めるっていうのも取り組んではおられるけれども、どうしても学力調査のほうに、評価としては偏っているんじゃないかっていう印象を持たれたっていうことで理解していいんでしょうか。

○安達委員長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 はい、委員おっしゃるとおりでございますが、どうしても学ぶ意欲というところにつきまして、どうしてもなかなか数値化というのがなかなか難しかった面がこれまでございましたもので、その辺りを子どもたちの意欲のところも、数値として計れるような、そういった視点も持ちながら、先ほど申しましたように、評価基準については、また検討してまいりたいと、そのように思っております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 ああ、じゃあ、そこら辺も分かるようにしていただければと思います。

それと、タブレット端末の活用とか推進っていうことで、いろいろ今回も報告あったんですけれども、このタブレット端末、有効利用するのは、進めていただく大事なことだと思うんですけど、逆に時々報道とかで、あんまりタブレットをずっと見続けていると、目の健康というか、視力の低下とかにつながるっていうことがあるんですけれども、これだけ見ると、どんどんどんどん進めていくばっかりのような気がして、そこら辺、やっぱり、子どもたちにも、あんまり見続けるとよくないっていうこととか、たしか、国のほうからもそういうのが言われてるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺はどのように学校のほうでは指導というか、伝えているのかっていうのをちょっと教えてもらっていいですか。

○安達委員長 仲倉学校教育課長。

○仲倉学校教育課長 タブレット使用による視力のこととかのお尋ねですけれども、まず、学校のほうは現状積極的に、これまでよりも積極的にタブレットを使うような事業展開、そのようなものを進めておりますが、おっしゃるように視力の問題等も当然ございます。ただ、当然子どもたちにはこれまでやっぱり紙ベースで書くとか、書いて学ぶというようなこともこれまでしてまいりました。そのようなものを織り交ぜながら、ハイブリッド的といいますか、上手に使い分けながら、極端にICTばかりの授業にならないですとか、そういうようなところも工夫しながら、ただ積極的に使う、これまでに比べて、そういう

ところをしながら柔軟に活用してる、そういうところでございます。

**○安達委員長** 又野委員。

**○又野委員** いろいろなそういうタブレットをずっと画面を見続けるっていうことで、問題が起きているというの、いろんなところで言われてますので、そこら辺は織り交ぜながらと、実際、書いたりするのと織り交ぜながらっていうことだったので安心しましたけれども、そこら辺のことも、ちょっとどっかに書いといていただけると、本当にタブレットばかりやって大丈夫なのかなっていうのも思ったので、一応、意見として言わせていただきます。以上です。

**○安達委員長** ほかにはないですね。

ないようですので、本件については終了します。

次に、議会の議決を経ずに行った財産の取得について、当局の説明を求めます。よろしくをお願いします。

長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長** 実は、今回のこの報告の冒頭に、教育委員会の事務の責任者であります私のほうから、一言おわびを申し上げさせていただきたいと思います。

この案件でございますけれども、本来であれば、議会で皆さんに御議論いただきまして、審議いただいて、議決をするというのが本来の姿でございますけれども、今回、私どもの事務のミスによりまして、適切な契約事務ができなかったということで、議員の皆様方、それから市民の皆様方に、大変、不信の念を抱かせてしまったということ、それから関係者の皆様、お騒がせしてしまったことにつきまして、心から深く反省をするとともに、心からおわびを申し上げる次第でございます。今回の件を教訓にいたしまして、今後、再発防止ということで、具体的に研修ですとか事務処理の見直しといったことを進めていきまして、一日も早く信頼回復に努めていきたいという具合に考えております。詳細につきましては、この後、所管課のほうから経緯ですとかそれから今後の対応につきまして報告をさせていただきますので、御理解を賜りますようお願いいたします。私からは以上です。

**○安達委員長** 仲倉学校教育課長。

**○仲倉学校教育課長** では、本件につきまして、学校教育課のほうより、これまでの経緯等も含めまして、御説明いたします。では、資料に基づいて御説明申し上げます。このたび、他の自治体において、地方自治法第96条第1項第8号に定める必要な議決を経ずに財産を取得していたという事案が判明したことを受けまして、本市においても同様の事例がないか調査を行いました。そうしたところ、教科用図書及び指導書の取得3件について議会の承認を得ていないことが、このたび判明いたしました。まず、教科用図書等の購入の流れでございますが、教科用図書については、四、五年ごとに実施される教科書採択の翌年から使用することとなったため、事前に調達しておく必要がございます。教師用教科書等については、児童生徒とは異なり無償給与制度の対象とならないため、児童生徒用の教科書配付と合わせて教科書取扱店と市が直接購入契約を結び、各学校に配付してきたところでございます。なお、教科書無償給与制度により教科書取扱店が定められており、本市はその定められた教科書取扱店から教科用教科書等を調達していることなどから、契約における選択の余地がないため、随意契約を行っております。また、教師用教科書等が始業までに学校へ配付できるよう、あらかじめ予約的な発注数量の連絡を行い、新年度すぐ

に短期間での納期設定で契約しているところでございます。

続きまして、事案の発生原因についてでございます。1件当たりの予定価格が2,000万円以上の財産の取得については、議会の議決が必要であることにもかかわらず、本事案については、教師用教科書等の1冊ごとの単価が少額であったことから、議決を要しないと誤認していたこと、短期間で定型的に発注事務を進める形態であることから、チェック機能も十分に働かなかった。このようなことが理由により発生したものでございます。このたび、対象となる財産の取得については、本日の資料の3番目のところに表で記載しておりますが、平成27年度、令和2年度、令和6年度のいずれも小学校の教師用教科書等の購入でございます。

今後の対応でございますが、判例によりますと、事後であっても、議会で議決いただければ、財産の取得が有効となることから、このたび、令和6年9月、市議会定例会に財産の取得について追認を求める議案を提出し、手続を補完したいと考えております。

なお、再発防止につきましては、以下の2点について、特に取り組んでいきたいと思えます。予算編成の段階から議決チェックリスト等により、議決の要否を確認するとともに、議決に要する案件については、起案文書等にその旨を明記し、関係部署職員で情報共有をすることを徹底いたします。また、本事案について、数年に一度行う手続であることから、確実な事務引継ぎを行うことができるよう、議会手続を加えた事務処理手順を作成する。このような対策を講じまして再発防止に努めたいと考えております。説明については以上でございます。

**○安達委員長** 委員の皆さんから、はい、発言。

先に奥岩委員、手が挙がりましたので。

奥岩委員。

**○奥岩委員** こちらの件に関しましては、本来であれば、我々議会側もしっかりと監視、チェック機能を働かさなければならなかったところでございますので、こちら側といたしましても非常に反省しております。このたびは、全国的な事例を踏まえまして調査いただきまして、ありがとうございます。こちら側も本当に申し訳ございませんでした。こういった形で報告をしていただきまして、今後必要となる事項につきましてもお示しいただきましたので、何点か確認をさせていただきたいと思えます。これが、今後、議決を経て予算を取って、この図書購入、教科書ですかね、教科書購入、指導書購入というような流れになった場合、今年度、令和6年度の場合はもう既にされてると思うんですけど、今後、予算のスケジュールと購入のスケジュール、あと、現場でのこの図書の配付といいますか、そういったスケジュールはどういった形になってくるもののでしょうか。

**○安達委員長** 長谷川教育委員会事務局長。

**○長谷川教育委員会事務局長** 2つに分けて答弁させていただきます。まず、今後の予算ですとか議決での対応スケジュールにつきまして、私のほうから説明させていただきます。まずこれは、すぐ次にありますのが中学校の教科書が令和7年度から更新になります。これにつきまして、令和7年度も年度当初すぐに使うということで、今考えてますのは事前に、例えば12月議会ですとか、ここでまず予算をお認めいただいて、それを基に発注作業を進めて、3月議会に財産取得、教科書取得の議決をいただくというようなことを、今想定をしております。この件を踏まえまして、ほかの自治体を何件か調べましたけれども、

そういったスケジュール感で進めているところが大多数でございます。あとは、実際の図書の発注ですとか納品ですとかその辺のスケジュールにつきましては、所管のほうから答弁させていただきます。

○**安達委員長** 波多野学校教育課長補佐。

○**波多野学校教育課長補佐** 発注までのスケジュールにつきまして御説明いたします。来年度使用いたします中学校教科用図書の注文に関しましては、この後ですね、10月に各学校に配付基準を基にした配付数の調査をいたします。それを基に予算を組みまして、先ほど事務局長が申しあげました予算を計上する。その後、3月議会で承認された後、速やかに注文をして4月1日までに納入ということで、4月1日に学校に配布されると、このようなスケジュールになっております。

○**安達委員長** 奥岩委員。

○**奥岩委員** いろいろと御準備いただきまして今後に対しましても支障がないようにしておられるということで、ありがとうございます。安心いたしました。こちらの件に関しましては、国とか県のほうから、こういった形でというような指導ですとか、指示等はございましたでしょうか。

○**安達委員長** 仲倉学校教育課長。

○**仲倉学校教育課長** 先ほど御説明の際にもございましたが、この件につきまして、報道により他の自治体でこのようなことがあったということで、こちらも調査したことで判明したところでございます。それ以降、現段階におきましては、国、県のほうから特段通知等は来ておりません。以上でございます。

○**安達委員長** よろしいですか。

徳田委員。

○**徳田委員** 私のほうからは、本件の報告については、一応、了ということで承るんですが、結局、総合的に物事を考えますと、水際で防げる案件ではなかったかなというふうに理解するわけでございまして、御報告の中でございましたが、再発防止策の確実な履行、これをもうやっていただくしかないのかなというふうに思いますので、意見として、今後につきましては、マニュアル等踏まえ、また、数年に一回の案件だということでもございますので、確実なマニュアルの引継ぎ、また、事務手続の引継ぎをお願いしたいと思えます。以上です。

○**安達委員長** 松田委員。

○**松田委員** 再発防止に取り組んでいただくのは当然だと思いますけど、一度というか、こういうケースがあると、ほかにも同様な事案があるんじゃないかなと思ってしまいうんですけど、その辺りはチェックされたんでしょうかね。

○**安達委員長** 伊澤副市長。

○**伊澤副市長** 教育委員会のこの今回の案件、本当に私のほうからおわびを申し上げたいと思いますが。この案件の報告を受けまして、直ちに全庁で点検を指示しております。今、松田委員の御心配のとおり、ほかにもですね、こういった一個一個の単価は少ないんだけど、いっときにまとめて調達することで、2,000万円という、いわゆる議決が必要なラインを超えているというようなものが、ありはしないかと。実際、他県では、他の自治体ではそういうようなケースもどうもあったようでありますので、それは全庁で点検を

させていただきました。少し、時間を取って点検しましたので、確実にできてると思っておりますが、幸いなことに、市長部局等において、こういった同様の案件というのは確認されませんでしたので、御報告申し上げるとともに、今、教育委員会のほうから御報告してる再発防止策というのは、これは教育委員会だけの問題ではありませんので、市役所全体で、この再発防止を図っていくべく再発防止策を共有してまいりたいとこのように思っております。以上です。

**○安達委員長** 松田委員。

**○松田委員** 調査いただいて、もうほかにはないということなので、教育委員会だけでなく、ほかの部局全体で、こういう事案があったということで共有していただいて、再発しないように気をつけていただきたいと思います。ちょっと関連して、数字のところで教えていただきたいんですけど、3番の財産の取得のところで、取得価格というのが平成27年から令和2年、6年ということで、金額がかなり上がってきてるんですけど、この辺りは何か理由があってなのか、ちょっとその数字の増加が目についたものですから、御説明いただけると。

**○安達委員長** 仲倉学校教育課長。

**○仲倉学校教育課長** では、資料の3番の表に基づいて御説明いたします。まず、平成27年から令和2年度について、取得価格が非常に一気に跳ね上がって高くなっております。これにつきましては、まず何点がございまして、まず1点ですが、令和2年より、これまで教科化ではなかった小学校の外国語、それから道徳、この2つの教科が新たに教科書を取得する必要が生じたものでございます。それによりまして、その下の教科書等の冊数のほうも増えているという関係がございまして、また、それ以外では、まず教科書の指導書といって、先生が指導するに当たって参考にするべきものなんですが、その単価が少し高くなったこと、こういう、あと若干の学級数の増があったこと、このようなことが背景でございまして、それから、令和2年から6年につきましても、1,500万円余り高額となっております。これにつきましては、主に教師用の指導書のほうでございまして、デジタル教科書がセットになっておりますそのような指導書を幾つかの教科で購入いたしました。その関係で教師用指導書の単価が結構高額になりまして、以前の指導書の3倍、4倍になっているというそういうようなこともございまして、デジタル教科書を購入した分で約1,500万円余り高額となっております。ただし、指導書の冊数なんですが、こちらのほうは令和2年度と比べますと令和6年度は少なくなっていることが分かると思います。これにつきましては、もう少し補足させて説明いたしますと、これまでこの指導書というのは国語や算数を中心にクラスに1冊、学級数分購入してまいりました。平成27年、令和2年までは。ただし、先ほど申しましたようにデジタル教科書をセットにした指導書が大変高額になったために、この配付する基準を改めまして、学年に1冊ですとかそのように以前よりも配付する冊数を減じたためにこのように令和2年度から6年度についての指導書の冊数につきましては少なくなっているというそういう背景がございまして、説明は以上です。

**○安達委員長** 松田委員。

**○松田委員** 金額が結構な割合で増えてたものですから伺いました。先ほど御説明であったんですけど、いろいろ購入の仕方というか工夫されてるということなんで、この金額見るとやっぱりかなり価格が上昇してるので、その辺りできる範囲で工夫していただいて、

今やっただいてると思うんですけど、コスト削減についても意識していただければと思います。以上です。

**○安達委員長** ほかにはないですね。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午後 2 時 1 1 分 休憩**

**午後 2 時 1 3 分 再開**

**○安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

次にこども総本部から 1 件の報告がございますのでよろしくお願いします。

公立保育所の統合・建て替えに係る検討状況について、当局の説明を求めます。

永栄こども政策課長。

**○永栄こども政策課長** それでは、公立保育所の統合・建て替えに係る検討状況について御報告申し上げます。

まず最初に、ページが少し飛んで申し訳ないんですが、資料 3 ページを御覧ください。こちらのページの表 5 を御覧ください。公立保育所の統合・建て替えにつきましては、米子市子ども・子育て支援事業計画に定める構想に沿って事業を進めているところでございます。表の B、C、G の各園につきまして、現在事業に取り組んでいるところでございます。また、現時点で事業化に至っていないもの、表の赤枠で囲ってある部分 D、E、F この各園につきましても、現在、事業の進め方等の検討を行っているところでございます。

そういった中、今後の少子化の進展や保育の需給状況見通しましたところ、保育の受皿が供給過多となっていく見通しでございます。そのため、公立保育所の統合・建て替えについて現在計画の見直し検討を進めているところでございます。

恐れ入ります、資料の 1 ページに戻っていただけますでしょうか。1 の今後の少子化の進展のところですが、昨年 1 2 月に国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研が公表しました人口推計によりますと、前回の人口推計と比べましてさらに少子化が進展していくとの推計が示されたところでございます。

次に 2、今後の保育の需給状況の見通しでございます。(1) の保育の需要につきましては、社人研の推計を基に推計しましたところ、こちら継続的に減少していくことが見込まれます。一方、(2) 保育の供給、受皿のほうですが予定利用定員数としましては、現在取り組んでいる公立保育所の統合・建て替えや民間保育施設等の動向によりまして、こちら減少する予定となっております。しかしながら、(3) のところ、保育の需給バランス、こちらにつきましては保育の需要の減少のほうを受皿の減少よりもその減少幅、大きいことから受皿が供給過多となっていく見通しでございます。

本市の保育につきましては、多くを民間が担っておりまして、公立、民間全体で本市の保育を行っております。これが供給過多となりますと、民間の保育施設における受入れ児童数の不足を招きまして、民間事業者の経営を圧迫するおそれがあります。また、公立保育施設には地域における子育て支援の拠点等の様々な役割があることに加えまして、全市的な保育の需給バランスを調整する役割も求められているところでございます。

もともと公立保育所の統合は将来の少子化を見据えて、公立保育所の定員数を絞っていく方向で計画しているものでございますが、このような状況踏まえまして公立保育所全体

としてその定員数をさらに絞る必要があるという課題認識の下で、現在事業化に至っていない園につきまして、計画の見直し検討を進めているというところでございます。見直しに当たりましては、公立保育所の役割を踏まえながら地域的な保育の供給状況を勘案しまして検討を進めているところでございます。

今後の予定につきましては、検討進めまして子ども・子育ての審議会であります米子市子ども・子育て会議に諮った上で、御意見伺った上で当面の方向性を定めまして、その方向性について改めて議会のほうに報告させていただきたいというふうに考えております。説明は以上でございます。

**○安達委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

奥岩委員。

**○奥岩委員** この公立保育所の民間も合わせての統廃合の構想なんですけど、たしか平成27年か28年頃に出されて、当初は令和8年ぐらいに終わるか完遂見込みだったような記憶がしております。いろいろな事情がありまして、コロナもありましたので、遅れているのは致し方ないかなとは思いますが、今、課長さんのほうから御説明もいただきました3ページのところで、D、E、Fでカテゴリーされてる園があるんですけど、今後の流れについては理解したんですけど、ある程度、こう、何年度をめどにっていうようなことはお考えはありませんでしょうか。

**○安達委員長** 永栄こども政策課長。

**○永栄こども政策課長** 現時点でこちらのほう、D、E、Fなんですけど、この今、少子化の状況を踏まえて見直し検討しているところです。具体的に現時点で何年度というところはまだ出ているところではございません。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 今年度、こども計画も策定されるってことですし、総合計画のほうも改定時期で見直しに入っておられる時期になりますと、今回、この個別構想、再度、委員会のほうでお示しいただいておりますので、ある程度めどといたしましては今年度中には今後の方向性を出していただけないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

**○安達委員長** 永栄こども政策課長。

**○永栄こども政策課長** 今、行っております見直し検討につきましては、やはりこの少子化が進行しているってところがございますので、早急に検討は進めていく必要があるというふうに考えております。その個別の園をどうするかというのは現段階で確定的に申し上げられることはありませんが、この見直しにつきましては速やかに進めて、また方針のほうは御報告させていただきたいというふうに考えております。

**○安達委員長** 奥岩委員。

**○奥岩委員** 速やかに対応されるってことでしたので、いつまでとはなかなかこの場では言えないかもしれませんが、なるべく早くしていただけたらと思います。

といいますのも、当初、この構想示されてからコロナもありまして、10年近くたちまして現状が変わってきております。本会議場でもいろいろと質問させていただきましたが、ニーズが変わってきている点もあると思いますので、これでまたこのD、E、Fの園が令和十何年とかっていうような構想になって進めていかれると、その時点でもまた、現状が

変わってくると思いますので、課長さん、最初の御説明でありましたとおり、少子化のところにも対応できるようにってところで、一番最初は待機児童の解消と少子化にも対応できるってところで全市的に進めてきておられたと思いますので、そういったところはぜひスピーディーに頑張ってもらいたいです。特に今、こども総本部もありまして、2代目総本部長もいらっしゃいますので、その辺りはしっかりと管理していただいて指示出していただければと思います。本会議でもこども総本部、人員さん足りないじゃないかなというようなことも質問させていただいたんですけど、こちら、事務作業を進めるに当たって体制的にはいかがでしょうか。

**○安達委員長** 瀬尻こども総本部長。

**○瀬尻こども総本部長** 保育所の統合のほう、今、こども計画のほうも進めておりまして、委員さんおっしゃられたとおり、速やかに進めていってできるだけ早くめどが立つような形で計画のほう立てていきたいですし、今の人員体制のほうも今の部内の中で一緒になってやっていきたいと思っております。

**○安達委員長** よろしいですか。ほかに。早かったな。戸田委員だったかな。先について言っておられますので。

伊藤委員。

**○伊藤委員** ありがとうございます。こども計画の中でだと思うんですけども、私はこの統合・建て替えに係る検討を進めるべきだと思っております。その中で、例えば具体的に進めるときは通園している子どもたちがいる中で、年限を切ってってということが示されてだと思うんですけども、多分、この定員を少なくしながらやっていくんじゃないかと思うんですね、年限を切りながら。そうしましたら、今のこども計画でも何かニーズ調査とかしてくださってると思うんですけども、レスパイト支援とか、一時預かりというところがとても大きく不足しておりますので、そこの何か空いたところにそこのところをちょっと入れ込みながら、うまくその年限を迎えるみたいなことしていただくと、市民の皆さんにとってはすごくありがたいんじゃないかなと思いますので、ぜひ御検討を要望しておきたいと思います。以上です。

**○安達委員長** 答弁はいいですか。

**○伊藤委員** じゃあ、できれば。はい、お願いします。

**○安達委員長** 答弁を求め。

永榮こども政策課長。

**○永榮こども政策課長** こちらの統合・建て替えの計画は、もともと統合・建て替えに際しまして、そういう一時預かりですとか、多様な保育サービスというところで地域の子育て支援をしていくっていう構想もありますので、その辺は建て替えに際して必要なものを考えていきたいと考えております。

**○安達委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** この計画については9月の本議会でも議論をしたわけですけども、先ほどから奥岩委員さんがおっしゃったように、この計画を順次進めていただきたいという観点で話をしたいと思います。

今、考えますには今の民業を圧迫というような記述もあるんですけども、やはり本市としての役割、責任、使命というのは私はあると思うんです。そういうふうな観点からい

けば、やっぱり私は事業を進めていかなければならない。

もう一つが地域の特性。私たちのところは今、団地化が進んで、子どもさんが相当増えております。そうした中で、キャパシティが足りない中で、淀江の保育園とか、民間の保育園に相当預けてておられるようですけども、やはり冒頭申しましたように、やっぱり本市の役割ってというのは、私はあると思うんです。やっぱりそういうふうな観点からいけば私は令和7年度中には基本計画を立てて、今の令和8年度中には実施計画等を策定されて、事務を進めていただきたいという要望をさせていただいたんですが、その辺のところはどう考えておられますか。

**○安達委員長** 永栄こども政策課長。

**○永栄こども政策課長** 今現在、見直しを進めるに当たりまして、やはりその地域的な保育の需給状況っていうのはございます。本市全体の需給を見るに当たっては、米子市全体で1つの区域というところで需給は見てるんですが、やはり地域的な保育施設の状況ですとか、そういうところはやはり中心地のほうには保育施設は多いですし、郊外部には例えば公立しかあまりないというような状況もあります。そういうところを踏まえて、今、こちらの今後の統合については定数をより絞っていくっていうところで定員の見直しですとか、園の廃止なども排除せずに今、検討を進めているところでございます。

戸田委員がおっしゃいました公立保育所の役割としまして、地域における子育て支援ですとか、特別な支援が必要な子どもへの支援、多様な保育需要への対応ですとか、そういった公立としての役割もありますので、そういうところも踏まえて、あと、地域性も踏まえて今、見直しの検討を進めております。時期的なところは今の、今、検討見直しを早急に進めて早急にこの見直し結果を、方向性を出しまして、次のステップに進めていきたいというふうに考えております。

**○安達委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** そこで副市長ね、実は地元は物すごく待望してます。箕蚊屋保育園ができた、淀江保育園ができた、なぜ伯仙地区だけ埋没しとるんですかという声もいただくんですよ。私、毎日この苦情受けてます。しかしながら、本市の施策であって、今の施策の順番があるんでしょう、その辺はお待ちくださいという御理解をいただいておりますけども、しかしながら、単純的に見れば住民サービスの平準化が行われてないでないかというような御意見を毎日いただいています。やはりそういうふうな御意見を私、伝えますので、何とか令和7年度中にはある程度基本計画等を着手をお願いしたい。その辺のところ、副市長、どうですか。

**○安達委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 本会議のほうでも御議論、御指摘いただいたところであります。今の担当課長のほうからもお答えいたしましたけども、この保育に係る支援、これは人的資源と建物資源、両方あるというふうに思っておりますが、これをいかに少子化という流れの中で最適化していくかっていうのが、我々が今向かい合っている課題だというふうに思っております。そこで忘れてはならないのは、今、議員の御指摘の趣旨にもありましたが、地域との関わりをどう考えていくかということだと思っております。担当課長も申し上げましたが、現在、保育支援についてはいわゆる校区制といいましょうか、園区制みたいなもの取っておりませんで、それは1つは一般的には働く親御さんの保育支援という考え方で、

自宅の近くというニーズもあれば、勤務地の近くで預けたいというニーズも相当あるということで、必ずしもその住居地での保育ということに限定しない保育体制を取ってるわけですが、一方で、これは先般の教育委員会のところでも出ましたけども、地域で子ども、子育てを支えていくという観点、さらには先ほど伊藤委員のほうからもお話がありました、いわゆる一時保育とか、レスパイトの問題を遠くのほうまで預けに行くかというような話もあるわけでありまして、地域の力も生かしながら保育、あるいは子育てをしっかり支えていく地域づくりというのもコミュニティーの入り口でありますので、とても重要な視点だろうとこのように思っております。

何が申し上げたいかということ、そうはいってもやはり、従来の考えばかりでなくて、地域性といったものに着目した保育施設の廃止というのは、これはやはりしっかり考えていくべきだろうと、そういった観点で現在、弓浜では義務教育学校の整備と併せた保育施設の、それから公立ということですが、統合、事業化してるところでありますけども、南部箕蚊屋地区においても同じような考え方で整理していく必要があるだろう、特に戸田委員から度々御指摘いただいておりますいわゆる県、尾高地域ですね。都市計画の関係もあって非常に宅地造成が旺盛に行われてるというようなことから、子どもの数も増えていて、小学校のほうもかなり教室がきつくなってるというような状況があるのは承知しております。これをただ単に市全体で支えれるからってということではなくて、その地域でどういうふうに保育施設を提供していくかということは、これは我々、重要な視点として持っていきたい。そして、申し上げてるとおり、新しい統合園には必ず子育て支援センターというのを併設するようにしております。子育て支援センターも従来のいわゆる待ち受け型ではなくて、アウトリーチまではちょっとなかなか道のりが長いと思いますが、最終的にはアウトリーチを視野に入れた子育て支援機能、その中には一時預かりとか、あるいは将来的になるでしょうけど、レスパイトというような機能も持つようなものに育てていきたい。

それから、地域のお力もいただきながらということでありますけれども、そう考えると余計に、やはり地域バランスというのは重要な視点になってまいります。ただ一方で、この今日の資料、かなり厳しい数字が出てるわけですが、この数字の全体の資源管理をどうしていくかというのはこれはかなり大きな課題でありますので、この辺りをしっかり我々のほうで考え方を整理して、そして議会のほうにも御相談し、その前段で子ども・子育て会議のほうの御意見も伺いながらやらせていただきたい。基本的な考え方は、今年度中に大筋の方針はまとめてしまいたいと、私はそう思っております。細かな、細部は来年度になるかもしれませんが、大きな方向性は今年度中にまとめていきたいとこのように考えています。以上です。

**○安達委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 先般も伯仙小学校の運動会がございまして、その中で今、副市長さんがおっしゃったように小学校のキャパシティも大丈夫だろうかなという、そういう御意見もいただきました。そういうようなので急激に、今、100軒ぐらい団地化が進んで人口も増えておりますし、子どもさんも相当増えております。私の家の前もまた大東建託さんが18棟入るそうだそうですけども、これも子どもさんばかりだということはいっぱい入ってくるわけですが、うれしい悲鳴でございしますが、何とぞそういうふうな地域の特性

を十分に加味した上でこの事務については加速化をして私はしていただきたいと、これは強く要望しておきたいと思います。終わります。

○安達委員長 ほかに。

又野委員。

○又野委員 説明を聞きますと、予想より少子化が進んでいるということで計画の見直しということだと思えます。ということは、統合・建て替えはより強力に進めていくっていうような理解でいいんでしょうか。まず、そこ確認をさせてください。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 より強力に統合・建て替えを進めていくかというところなんです、より公立保育所の担う定数をより絞っていくという方向で統合・建て替えを考えて見直しを考えていきたいというところで考えております。

○安達委員長 又野委員。

○又野委員 なるほど。定数をこれまでの計画より絞っていくというようなことだという答弁だったと思いますが、そうすると、特にこの統合する枠自体は変えない、この見直しをさらにしようとしているところの別の組合せとかはなくていいんでしょうかね。

○安達委員長 永栄こども政策課長。

○永栄こども政策課長 基本的には、統合園それぞれのペアっていうのが地域的に近いところですか、そういうところを踏まえての計画ですので、この枠組み自体は基本的には統合のペアというところは変えるような方向性ではないですが。

○安達委員長 今、手が挙がりましたが。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 先ほど、戸田委員にもお答えしたとおり、地域特性というのは十分踏まえないというふうに思っておりますが、この資料も数値的に見ていただくとこれ、お分かりのとおりだと思います。単純な数字で見れば近い将来800とか900という余剰が起きるということでありまして、実はその数字というのは公立保育園全体を飲み込む規模になってるということは、これは議員の皆さん方と共通認識を図りたいというふうに我々思います。そういった中で、統合・建て替えをどう進めていくかというのは、基本的にはゼロベースで見直しを行いたいと思っております。もちろん、繰り返しであります、県、尾高をはじめとする地域特性にはしっかり配慮してまいりたいと思っておりますので、その地域特性をすっ飛ばして、一番極端な話、赤丸の中に入っとるのはもうなしだということをそんな乱暴な検討をするつもりはないということを先ほどお答えしたとおりであります、分かりやすく言いますと、そういえば南保育園というのは単独存続で当面様子を見るということになっておりますが、これはそういった意味ではやはりそろそろ店じまいを考えなきゃいけないだろうなというふうに思っておりますし、既存の園の定数の見直しも含めて、どのように設計していくのか。ただ、一度造った箱は現存としてありますので、それをどういうふうに子どもたちのために有効に使っていくのかということも含めてしっかりその辺は考えていく必要があると思っておりますが、基本的にはゼロベースで見直しということが基本だと思っております。以上です。

○安達委員長 又野委員。

**○又野委員** ゼロベースということですからけれども、地域的なことを考えればこの枠組みってというのはそこまで変えられる、変えるっていうのも難しいんじゃないかなと私も思っていますけれども、ほんとに統合してどっちかに建て替えるかどうかっていうのもさらにそこから辺もどうするかっていうことだと思いました。

私、前から言ってますけれども、基本的には統合・建て替えで地域から保育所がなくなっていくっていうのは反対の立場でして、この報告の中にもありますけれども、公立の保育施設には地域における子育て支援の拠点等の様々な役割があるっていうふうにもやっぱり書いてあるので、その地域がやっぱり、小学校も弓浜のほうとか、統合になってしまってなくなる地域がある。保育園もなくなってしまうってなるとほんと、その地域のコミュニティが維持できるのかなというのがすごい心配してまして、子どもの数、減っていくのに対応しなければならぬっていうのは分かりますけれども、小規模でも可能な限り私はそれぞれの地域に保育所を残していただければと、引き続き要望ですけれどもしたいと思います。以上です。

**○安達委員長** ほかにないですか。

本件については終了いたします。

民生教育委員会は暫時休憩いたします。

**午後 2 時 3 9 分 休憩**

**午後 2 時 4 8 分 再開**

**○安達委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

請願第 6 号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についてを議題といたします。

この請願の紹介議員であります錦織議員に説明を求めます。

錦織議員。

**○錦織紹介議員** 錦織です。それでは、請願第 6 号の説明をさせていただきます。

3 年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が 2 0 2 4 年 4 月から 2 % から 3 % 引き下げられ、多くの事業所や介護関連の団体から怒りと不安の声が上がっています。訪問介護はとりわけ独居の方をはじめ、要介護者や家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。訪問介護事業所は厚労省データでも約 4 割が赤字で、昨年の倒産件数は 6 7 件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模零細事業所です。

厚労省は引下げ理由を訪問介護の利益率が高いことを上げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問ができる集合型住宅併設型や都市部の大手事業所が利益率を引き上げているものであり、実態とはかけ離れています。添付資料にもありますが、この社保協が実施されたアンケートを見ていただくとお分かりになると思いますが、報酬改定で悪化した事業所は 2 5 のうち 1 6、変わらないが 8、事業継続が困難も 1 ありました。報酬改定の影響が本格的に出るのは秋以降、事態は一層深刻になることが予想されます。また、介護職員の賃金は全産業平均月額約 6 万円も下回っており、改善とは程遠いもので、これでは人が集まりません。ヘルパーの有効求人倍率は 2 2 年度で 1 5 . 5 倍と異常な高水準です。物価は 2 0 2 0 年から 8 . 1 % 上昇、物価高騰や感染症対策、処遇改善を考えれば 1 0 % 以上の報酬引上げが必要です。介護現場の人手不足も年々深刻であり、介護人口が増えるほど職員の負担は増え、その上、報酬引下げも重なってさらに職員も減るという悪循環を生ん

でいます。このままでは訪問介護や障がい者介護だけでなく、今、急増している認知症ケアや介護と子育てを背負うダブルケアラー、祖父母の介護を行うヤングケアラーなどへの支援も後退しかねません。6月5日、衆議院厚生労働委員会は介護、障がい者、福祉事業者の処遇改善に関する決議で全会一致で議決しました。その決議は自民党、公明党、立憲民主党、日本共産党、日本維新の会、国民民主党、有志の会などが共同提案したものであり、今年度の訪問介護報酬の引下げの影響を速やかに検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう訴え、基本報酬を引き下げられた訪問介護の事業者らの意見も聞くべきと指摘しています。

早急に訪問介護の減少と在宅介護の崩壊を食い止める根本的な処遇改善をするよう、ぜひとも意見書を米子市議会としても上げていただくようお願いいたします。以上です。

**○安達委員長** 紹介議員の説明は終わりました。

紹介議員に対して質疑はございませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** ないようですので、紹介議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございませんか。ないようですね。

〔「なし」と声あり〕

**○安達委員長** ないようですので、質疑も終結いたします。

これより討論に入ります。採決に向けて委員の皆様の御意見を求めます。

こっちからまわそうか。いいですか。

じゃあ、奥岩委員。

**○奥岩委員** 錦織議員、一日お疲れさまでした。ありがとうございます。

こちら、訪問介護の介護費ですね、引き下げ撤回と介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願ということで御提出いただきまして、今、御説明もいただきました。報酬改定のところも御説明をいただいております、いろいろと勉強し直させていただいたんですが、先ほど御説明ありましたとおり確認してみますと、今回の改定で介護事業者さんのほうの実態調査をまず前段で国のほうでしておられました。そういたしますと、このサービスによって介護訪問のところが総体的に割合が高いところも踏まえて今回の改定に至ったというふうに認識しております。実際、収支差率確認させていただきますと、訪問介護のところが令和4年度決算ベースでいきますと7.8%、サービス全体でいきますと平均値が約2.4%辺りだったというところを踏まえての改定だったというふうに認識をしております。

今後のところの懸念をしていただいてっていうところだったんですけど、先ほど錦織議員のほうから御説明もありましたとおり、今後の影響に関しましては、国のほうも調査をしていくという方針は出ておりますので、今回、今のタイミングでこの意見書のほうを本市議会から国のほうに提出することには同意しかねますので、不採択をお願いいたします。

**○安達委員長** 続いて、戸田委員。

**○戸田委員** 本請願については、不採択を主張します。介護職員の処遇改善に当てる改定率プラス0.98%分については全職員に占める介護職員の割合が総体的に高い訪問介護は見直し後の体系で14.5%から24.5%と、他サービスと比べて高い水準の加算率を設定していると仄聞いたします。したがって、介護人材の確保はますます困難になるとの

懸念は私は生じないと考えます。以上の理由から、本請願については不採択を主張します。

**○安達委員長** 続いて、岩崎委員。

**○岩崎委員** 私のほうは不採択をお願いします。理由は、奥岩委員、戸田委員がおっしゃったとおりで大体同じ理由となります。国のほうでは適切な措置を講じておられるというふうに認識をしております。かつ、今後の対策についても検討を行っておられる状況と伺っておりますので、この意見書、この請願については不採択でお願いしたいと思います。

**○安達委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 私も不採択でお願いしたいと思います。今回の改定ということはほかのサービスの中でのバランスを取っての改善と捉えております。今のところ、米子市の事業所の中には苦情は出ていないということですし、今後、実態調査をしてもらいながらそのときは改善をしていただきたいと思います。現在は苦情は出ていないということですので、この請願については不採択を考えております。以上です。

**○安達委員長** 松田委員。

**○松田委員** 私は採択をお願いします。この請願書にあるように訪問介護については介護サービスの大きな要でもあります。利益率が高かったので見直しになったということなんですけど、この中でもあるように、高齢者の集合住宅の併設型などはどうしても利益率が高くなるという要因もあった上でなので、やはりこの小規模な事業者については影響、特にこの訪問介護をメインにされてるところについては影響が大きい状況だと考えますので、私は採択をお願いします。

**○安達委員長** 又野委員。

**○又野委員** 私も採択を主張いたします。全体で見れば平均的には訪問介護の利益率は高いからということでこのような改定になったということなんですけども、実態としては、先ほども言われましたけれども、都市部のほうの大手事業所ですとか、集合住宅の場合では確かに高いようなんですけれども、その地域地域によって全然そこら辺の経費とか見ると利益率が違うということが、もう、今回のアンケートでも明らかになったのではないのでしょうか。それを考えると、もっとやっぱり実態に即したような改定をするべきで、全体を一律にこのような引き下げるとかいうことはやってはならないと私は考えますので、採択を主張いたします。

**○安達委員長** 徳田委員。

**○徳田委員** 私は不採択を主張します。そもそも本請願は介護報酬の次期改定を待たずして報酬の見直しのみを求めておられる、これが肝だと思います。そもそも介護保険制度は2000年に家族の負担を軽減し、介護を社会全体で支えることを目的に創設されたものであります。現在では、約606万人の方が利用し、介護を必要とする高齢者を支える制度として定着はしているものの、現在におけます在宅介護のニーズと支援の現状の不一致については解決すべき問題としては報酬だけでは解決できないものと考えます。

また、生活介護の担い手や専門性について、さらには高齢化が進み事業費が増す中で、高齢化の伸び率以上の予算増が行われていない国の予算編成そのものの在り方の見直しなど、今後、議論が進むものと認識しているため本請願には賛同できません。よって不採択を主張します。

**○安達委員長** これより、採決いたします。請願第6号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…又野委員、松田委員〕

**○安達委員長** 賛成少数であります。よって、本件については採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しましたので、請願第6号についての採決結果の理由の取りまとめを行いたいと思います。

採決結果の理由につきましては、先ほど各委員から出されました御意見を正副委員長において集約しまして、各委員に御確認をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○安達委員長** 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

本件については終了します。

次に、福祉保健部から1件の報告がございます。

新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の認定結果について、当局の説明を求めます。

小西健康対策課長。

**○小西健康対策課長** 新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済制度の認定結果について御報告させていただきます。通知をいたしました資料を御覧ください。

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは市町村がその医療費等の給付を行うこととなっております。このたびの御報告は、死亡事例について、新型コロナワクチン接種による健康被害と認定をされたものでございます。

まず、概要についてでございます。新型コロナワクチン接種後の健康被害救済制度において、本市から厚生労働省に進達したもののうち、死亡事例1件について国の疾病・障害認定審査会で新型コロナワクチン接種による健康被害として認定されました。死亡事例が新型コロナワクチン接種による健康被害として認定されたのは、本市においては初めてでございます。なお、年齢や性別、死因等の詳細につきましては個人が特定されるおそれがあることから公表は行いません。

次に、認定に伴う対応方針でございます。新型コロナワクチン接種による健康被害が認定された方に給付をする死亡一時金4,530万円及び葬祭料の21万2,000円につきましては、令和6年9月補正予算で計上し、9月定例会の最終日に上程をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナワクチン特例臨時接種に関する予防接種健康被害給付金につきましては、全額国費負担となっております。

報告は以上でございます。

**○安達委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見等を求めます。

徳田委員、どうぞ。

**○徳田委員** 私のほうからは2点ほど、先に参考としまして国の認定件数ということで9件、うち1件は本事案であるということが既に報告があったとおりなんですが、そのほか

の8件の健康被害の状況っていうのはどういった事例があったんでしょうか。分かってたらちょっと教えていただきたいなと思います。

○安達委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 8件の認定につきましては医療費、医療手当に係る認定でございます。

○安達委員長 徳田委員。

○徳田委員 続いてすみません。本件の場合は新型コロナワクチン接種に係る健康被害ということでございますが、新型コロナも第5類に移行してからもやはりコロナ後遺症に悩む方、相当数いらっしゃると思うんですね、周り見ましても。それに対して、本件とは直接関係ございませんけども、コロナ後遺症の市としての相談といえますか、対応状況っていうのは、もしあるとすればどういったことがあるのかなと思ひまして、お伺いしたいと思います。

○安達委員長 よろしいですか。

小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 後遺症につきましては、御相談を直接受けるということはあまりございませんが、もし御相談があった場合は医療機関等に御相談をいただくようにお話しさせていただいております。

○徳田委員 多分、そうい……。

○安達委員長 手を挙げてください。

徳田委員。

○徳田委員 そういったお答えが返ってくるだろうと思ひましたが、罹患された方で御相談があったのはやっぱりこの辺でいくと、医大ぐらいしかないようになっていような話なんですよね。医大で処理できないケースはやはり岡山大学の専門病院のほうに回すといういような話でもありますし、なかなかコロナ後遺症っていうぐらいですから治らないケースが、また重篤化っていうケースもあろうと思ひますんで、何らかの格好でその紹介のみにとどまらず、親身に何かそういう窓口等も場合によっては設けていただくように、これは要望させていただきたいと思ひます。以上です。

○安達委員長 ほかに。

戸田委員。

○戸田委員 今の対応状況をお聞きしましたけれども、それで、今、これで国費で全額負担という説明があったんですが、死亡一時金の4,530万円、これは算定基準は何かというもの設けておられるんですか。

○安達委員長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 給付金の額につきましては、予防接種法施行令のほうに示されておりますので、それに基づいての給付となります。

○戸田委員 はい、了解。

○安達委員長 ほかに御意見はございませんか。

ないようですので、本件については終了します。

民生教育委員会を閉会いたします。

午後3時08分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 安 達 卓 是